

第5次善通寺市総合計画

「基本計画」

中間改訂版

平成28年3月

目次

1. 第5次善通寺市総合計画とは	1
2. 「基本計画」の概要について	2
3. 「基本計画」の体系図	3
4. 「基本計画」の中間見直しについて	4
5. アンケート調査の結果について	5
6. 中間見直し資料の見方	10

基本目標1 参画と協働、地方分権時代のまちづくり

基本施策1-1 市民主体のまちづくりの推進	12
基本施策1-2 男女共同参画・人権尊重社会の形成	14
基本施策1-3 自律する自治体経営の推進	17

基本目標2 福祉先進、だれにもやさしいまちづくり

基本施策2-1 子育て支援の充実	20
基本施策2-2 保健・医療の充実	23
基本施策2-3 高齢者福祉の充実	26
基本施策2-4 障がい者福祉の充実	29
基本施策2-5 社会保障の充実	32
基本施策2-6 地域福祉の充実	35

基本目標3 躰と教育、人を育てるまちづくり

基本施策3-1 学校教育の充実	37
基本施策3-2 生涯学習社会の確立	41
基本施策3-3 生涯スポーツの振興	43
基本施策3-4 青少年の健全育成	45
基本施策3-5 地域文化の継承・創造	47
基本施策3-6 交流活動の推進	49

基本目標4 活力の創出、地域が生きるまちづくり

基本施策4-1 農林業の振興	51
基本施策4-2 商工業の振興	54
基本施策4-3 観光の振興	56
基本施策4-4 雇用・勤労者対策の充実	58

基本目標5 環境重視、美しくさわやかなまちづくり

基本施策5-1 環境施策の総合的推進	60
基本施策5-2 循環型社会の形成	63
基本施策5-3 上下水道の整備	65
基本施策5-4 公園・緑地・水辺の整備	68
基本施策5-5 景観の保全・整備	70

基本目標6 安心・安全、暮らしやすいまちづくり

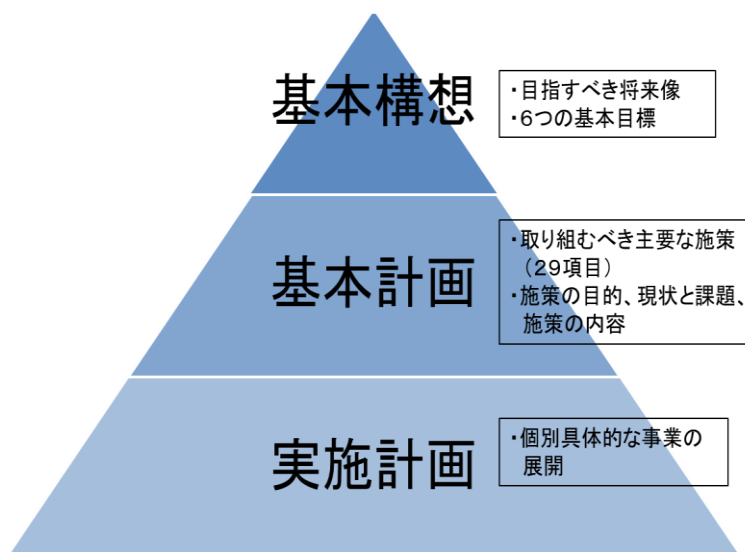
基本施策6-1 道路・交通ネットワークの整備	72
基本施策6-2 住宅・市街地の整備	74
基本施策6-3 交通安全・防犯体制の充実	76
基本施策6-4 消防・防災・救急体制の充実	78
基本施策6-5 情報ネットワークの整備	81

1. 第5次善通寺市総合計画とは

第5次善通寺市総合計画は、本市の最上位計画として、今後のまちづくりの方向性を示すとともに、本市のすべての部門計画の指針となるものです。

平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間として、「住んでみたい・住みつづけたい まち 善通寺」を目指すべき将来像と定め、6つの基本目標を掲げてまちづくりを進めています。

なお、本計画は、以下のとおり「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」で構成されています。



【基本構想】

まちづくりの基本理念などを示すもので、本市の将来像を「住んでみたい・住みつづけたい まち 善通寺」と定めております。平成23年度を初年度、平成32年度を最終年度とする10か年の長期構想です。

【基本計画】

「基本構想」を実現するため、取り組むべき主要な施策を各分野にわたって定めたものです。計画期間は、前期5年、後期5年としています。

【実施計画】

「基本計画」に示した施策の内容を実現するために、具体的に実施する事業を定めたものです。毎年度向こう5か年の計画として見直しを行います。

2. 「基本計画」の概要について

この基本計画では、基本施策（29項目）ごとに、施策の目的・現状と課題・施策の内容などを取りまとめ、これに基づく実施計画の中で個別具体的な事業を展開しながら、基本構想における「6つの基本目標」の具体化と「将来像」の実現を図ります。

また、市民にわかりやすく成果の見えやすい行政運営と目的を持った総合計画の推進を図るために、各基本施策において「成果指標と目標値」を設定しています。

「成果指標と目標値」の見方

- 平成 21 年度（実績）
計画策定当初における数値であり、原則として平成 21 年度の実績値を用いています。（アンケート結果については、平成 21 年 9 月実施の市民アンケートによるものです。）
 - 平成 26 年度（実績）
原則として平成 26 年度の実績値を用いています。（アンケート結果については、平成 27 年 7 月実施の市民アンケートによるものです。）
 - 平成 27 年度（中間目標）
計画策定当初における、中間年度（平成 27 年度）において目指すべき数値です。業務上のデータや市民アンケート（満足度評価）などから取得します。
 - 平成 32 年度（目標）
計画策定当初における、目標年度（平成 32 年度）において目指すべき数値です。今回の見直しにおいて、社会経済情勢の変化などに対応して、必要に応じて数値の見直しを行います。
- ※ 目標値には成果指標の性質により、次の2つのパターンがあります。
- ① 具体的な数値で示すパターン
 - ② 方向性や満足度を矢印で示すパターン

「」…数値の増加を目指す

「」…数値の継続を目指す

「」…数値の減少を目指す

3. 「基本計画」の体系図

将来像	まちづくりの 基本理念	基本目標：6項目	基本施策：29項目
住んでみたい・住みつけたい まち 善通寺	みんなでつくる 参画と協働 みんながすこやか 健康と快適 みんなではぐくむ 教育と振興	基本目標1 参画と協働、地方分権 時代のまちづくり	基本施策1-1 市民主体のまちづくりの推進 基本施策1-2 男女共同参画・人権尊重社会の形成 基本施策1-3 自律する自治体経営の推進
		基本目標2 福祉先進、だれにもや さしいまちづくり	基本施策2-1 子育て支援の充実 基本施策2-2 保健・医療の充実 基本施策2-3 高齢者福祉の充実 基本施策2-4 障がい者福祉の充実 基本施策2-5 社会保障の充実 基本施策2-6 地域福祉の充実
		基本目標3 職と教育、人を育てる まちづくり	基本施策3-1 学校教育の充実 基本施策3-2 生涯学習社会の確立 基本施策3-3 生涯スポーツの振興 基本施策3-4 青少年の健全育成 基本施策3-5 地域文化の継承・創造 基本施策3-6 交流活動の推進
		基本目標4 活力の創出、地域が活 きるまちづくり	基本施策4-1 農林業の振興 基本施策4-2 商工業の振興 基本施策4-3 観光の振興 基本施策4-4 雇用・勤労者対策の充実
		基本目標5 環境重視、美しくさわ やかなまちづくり	基本施策5-1 環境施策の総合的推進 基本施策5-2 循環型社会の形成 基本施策5-3 上下水道の整備 基本施策5-4 公園・緑地・水辺の整備 基本施策5-5 景観の保全・整備
		基本目標6 安心・安全、暮らしや すいまちづくり	基本施策6-1 道路・交通ネットワークの整備 基本施策6-2 住宅・市街地の整備 基本施策6-3 交通安全・防犯体制の充実 基本施策6-4 消防・防災・救急体制の充実 基本施策6-5 情報ネットワークの整備

4. 「基本計画」の中間見直しについて

1. 中間見直しの対象範囲

第5次善通寺市総合計画は10年間という長期的なまちづくりの基本的方向を定めたものですが、「基本計画」は、社会経済情勢の急激な変化に的確かつ柔軟に対応できるように、必要に応じて見直しを図る仕組みを導入しています。

構成	概要	見直し	
基本構想	まちづくりの基本理念・6つの基本目標などを定めたもの	対象外	
基本計画	基本施策	基本構想を実現するため、取り組むべき主要な施策を定めたもの	対象外
	施策の内容	基本施策ごとに、具体的な内容を定めたもので、見直しの対象	対象
	成果指標と目標値	市民にわかりやすく成果の見えやすい行政運営と目的を持った総合計画の推進を図るため、基本施策ごとに、成果指標などを定めたもので、目標値は見直しの対象	対象
	具体的な事業・取り組み	基本施策ごとの、具体的な事業などを定めたもので、見直しの対象	対象
実施計画	基本計画に示した施策の内容を実現するために、具体的に実施する事業を定めたもの	対象外	

2. 中間見直しの基本的な考え方

「基本計画」については、計画期間は前期5年、後期5年としており、中間年度である平成27年度において、「基本構想」の実現に向けて、より効果的・効率的な施策の推進につなげていくため、以下の基本的な考え方をもとに「基本計画」を点検しました。

(1) 「基本計画」の基本的な枠組みや方向性は維持

「基本計画」は、「基本構想」を実現するために取り組む基本施策などを示し、期間は「基本構想」と同様に10年間としているため、施策の体系や目的は、基本的に維持しました。

(2) 社会経済情勢などの変化に的確かつ柔軟に対応しているか見直し

これまでの取組状況を把握し、施策の内容・成果指標の目標値などが、社会経済情勢などの変化に、的確かつ柔軟に対応しているかを点検しました。

5. アンケート調査の結果について

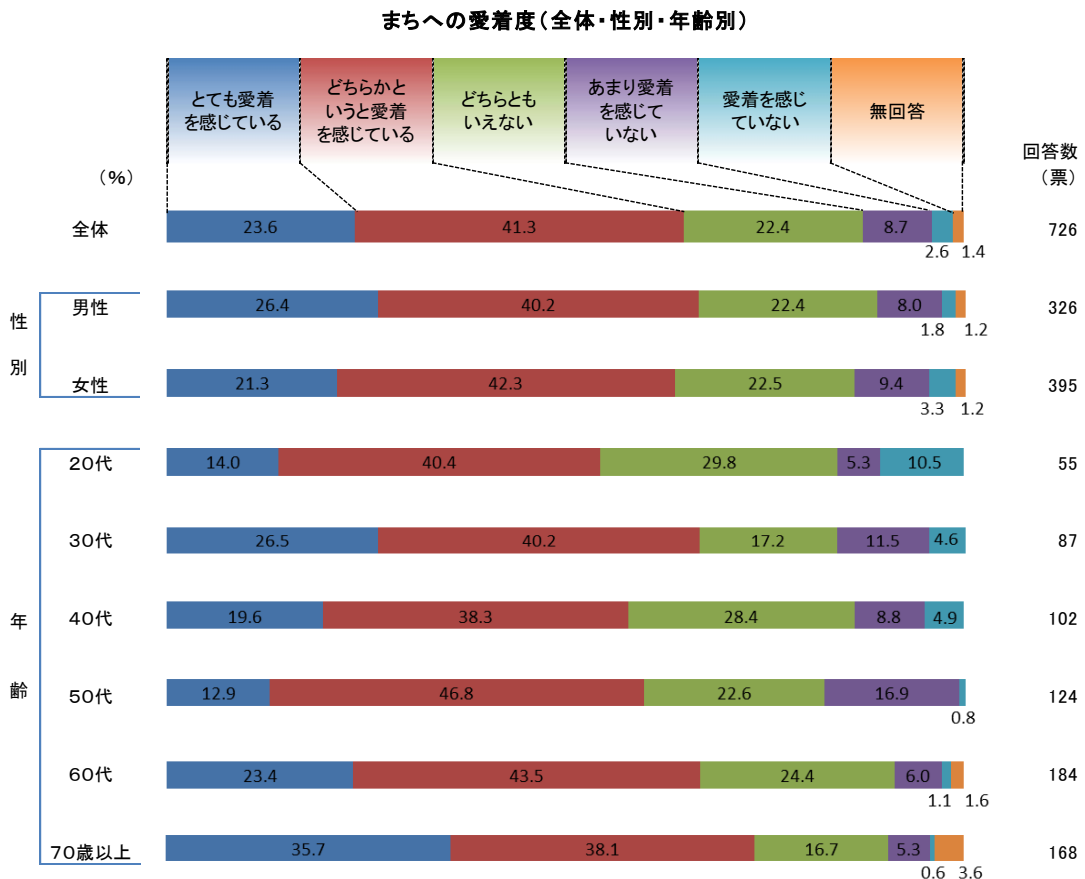
本計画の中間年度にあたって、市民の意識と期待が、前期5年間でどのように変化しているのかを検証するため、平成 21 年度に実施した前回の調査と同様に 20 歳以上の市民 2,100 人を対象として「市民アンケート調査」を実施し、有効回収数は 726 票、有効回収率は 34.6%でした。その中から、まちづくり全体にかかわる分析結果を抜粋すると、以下のとおりです。

① まちへの愛着度

市民のまちへの愛着度を把握するため、「とても愛着を感じている」・「どちらかという愛着を感じている」・「どちらともいえない」・「あまり愛着を感じていない」・「愛着を感じていない」の中から1つを選んでもらいました。

その結果、「どちらかという愛着を感じている」と回答した人が 41.3%で最も多く、次いで「とても愛着を感じている」という人が 23.6%で続き、これらをあわせた「愛着を感じている」という人が 64.9%で、前回調査の 71.9%から 7 ポイントのマイナスとなりました。

これに対して、「あまり愛着を感じていない」8.7%と「愛着を感じていない」2.6%をあわせた「愛着を感じていない」という人は 11.3%にとどまり、前回調査の 8.2%から 3.1 ポイントのプラスとなりましたが、依然まちへの愛着度は高いといえます。なお、「どちらともいえない」は 22.4%で、前回調査の 17.6%から 4.8 ポイントのプラスとなっています。



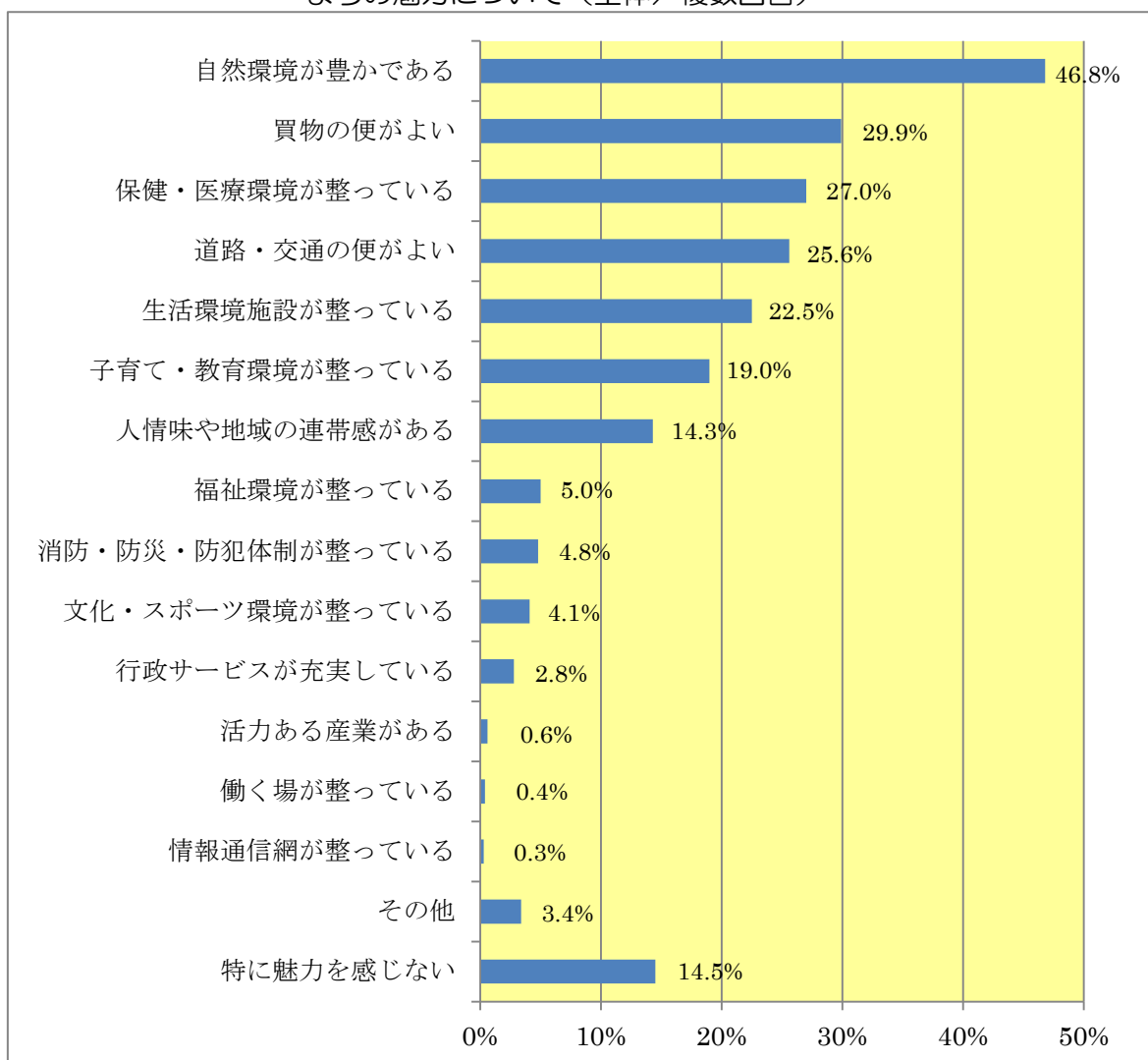
② まちの魅力

まちの魅力については、「自然環境が豊かである」46.8%が他を引き離して第1位に挙げられ、次いで「買物の便がよい」29.9%、「保健・医療環境が整っている」27.0%、「道路・交通の便がよい」25.6%、「生活環境施設が整っている」22.5%、「子育て・教育環境が整っている」19.0%、「人情味や地域の連帯感がある」14.3%と続いています。

前回の調査においては、「自然環境が豊かである」44.2%で最も多く、以下「道路・交通の便がよい」、「買物の便がよい」などと続いており、その傾向に大きな変化は見られませんが、特に、「子育て・教育環境が整っている」19.0%については、前回調査の11.4%から7.6ポイントのプラスとなっています。

性別、年齢別でも、ほとんどの層で「自然環境が豊かである」が第1位に挙げられていますが、年齢別の30代の男性・女性と、40代の女性では「子育て・教育環境が整っている」が第1位となるなど、世代によってまちの魅力に対する認識にやや違いもみられました。

まちの魅力について（全体／複数回答）



③ まちの各環境に対する満足度

まちの各環境に対する市民の評価について、満足度をたずねた 48 の設問項目の傾向を、「満足している」と「やや満足している」をあわせた「満足」、「やや不満である」と「不満である」をあわせた「不満」、「どちらともいえない」、「わからない」の4区分にまとめました。

その結果、「満足」と回答した項目の中では、「ごみ処理・リサイクル等の状況」が 63.1%と最も高く、次いで「医療体制」54.5%、「保健サービス提供体制」53.0%、「上水道の状況」47.9%、「道路の整備状況」47.8%などの順となっています。

前回の調査においては、「ごみ処理・リサイクル等の状況」が 60.7%で、以下「道路の整備状況」51.0%、「保健サービス提供体制」50.2%、「上水道の状況」42.6%、「医療体制」42.3%などと続いており、その傾向に大きな変化は見られませんでした。

一方、「不満」と回答した項目の中では、「バス交通の状況」31.7%が最も高く、次いで「商業振興の状況」27.3%、「鉄道交通の状況」24.8%、「工業振興の状況」23.1%、「観光振興の状況」と「雇用対策の状況」21.5%などの順でした。

前回の調査においては、「商業振興の状況」が 44.1%で、以下「工業振興の状況」39.1%、「雇用対策の状況」34.1%、「バス交通の状況」33.1%、「農業振興の状況」26.6%などの順でした。

さらに、加重平均値（※後述参照）による評価点（満足度：最高点 10 点、中間点 0 点、最低点 -10 点）による分析を行いました。

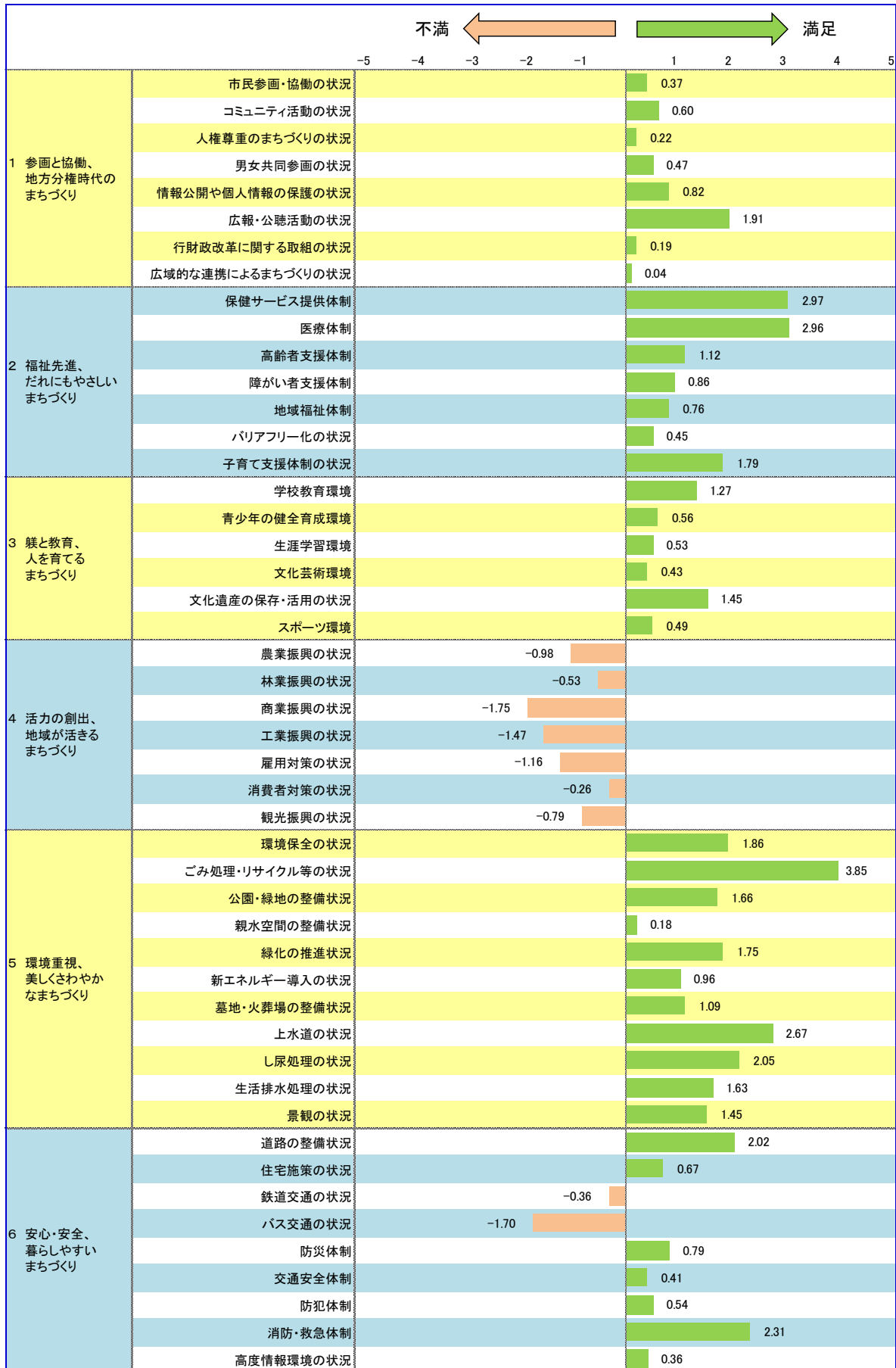
この結果、評価点の最も高い項目は「ごみ処理・リサイクル等の状況」3.85 点となっており、次いで「保健サービス提供体制」2.97 点、「医療体制」2.96 点、「上水道の状況」2.67 点、「消防・救急体制」2.31 点などの順となっています。

一方、満足度評価の低い方からみると、「商業振興の状況」-1.75 点が最も低く、次いで「バス交通の状況」-1.70 点、「工業振興の状況」-1.47 点、「雇用対策の状況」-1.16 点、「農業振興の状況」-0.98 点が続いています。

総合すると、満足度がプラス評価の項目が 39 項目、マイナス評価の項目が 9 項目となっています。

※評価点（加重平均値）の算出方法 5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点を算出する。	
評価点 =	$\frac{\left(\begin{array}{l} \text{「満足している」の回答者数} \times 10 \text{ 点} \\ + \text{「やや満足している」の回答者数} \times 5 \text{ 点} \\ + \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 0 \text{ 点} \\ + \text{「やや不満である」の回答者数} \times -5 \text{ 点} \\ + \text{「不満である」の回答者数} \times -10 \text{ 点} \\ + \text{「わからない」の回答者数} \times 0 \text{ 点} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{「満足している」、「やや満足している」、「どちらともいえない」、「やや不満である」、「不満である」、「わからない」の回答者数} \end{array} \right)}$

まちの各環境に対する満足度（全体）

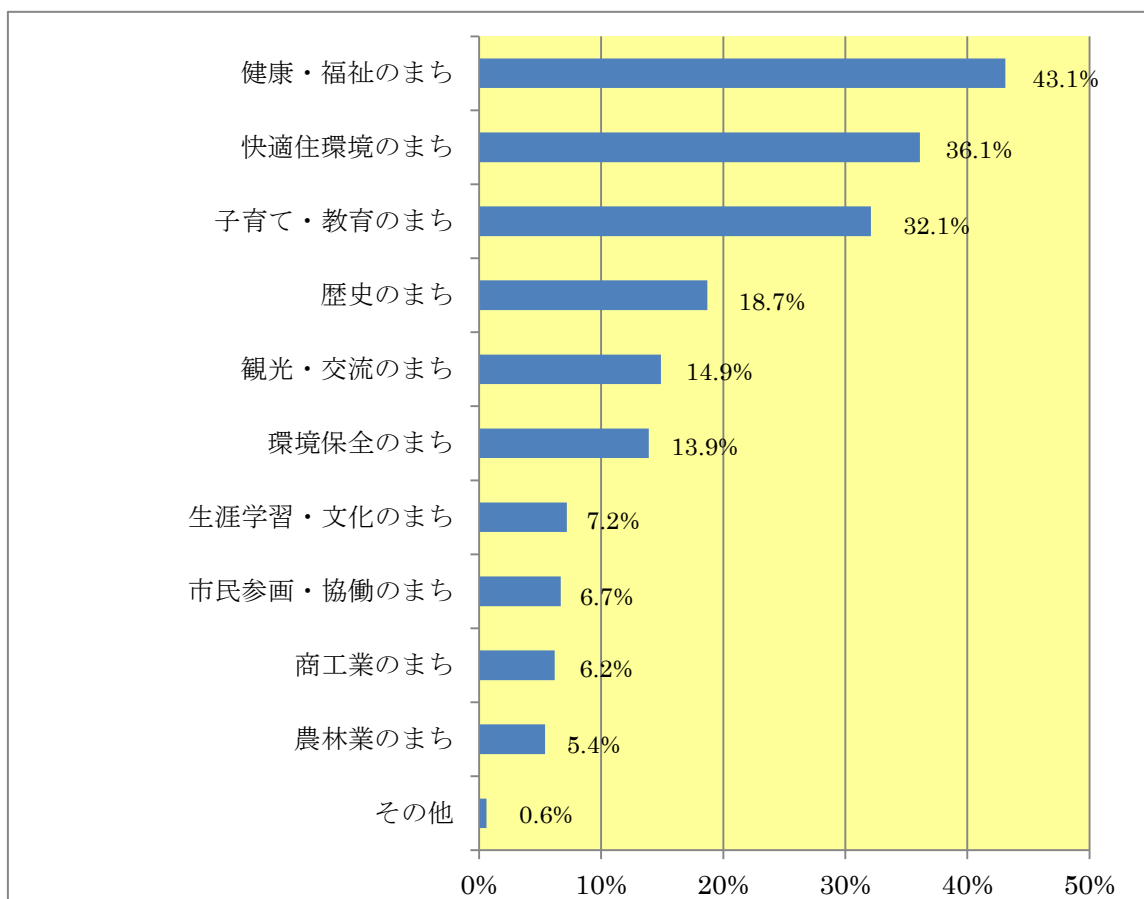


④ 今後のまちづくりへの関心度

今後のまちづくりについては、「健康・福祉のまち」43.1%で第1位に挙げられ、次いで「快適住環境のまち」36.1%、「子育て・教育のまち」32.1%、「歴史のまち」18.7%、「観光・交流のまち」14.9%、「環境保全のまち」13.9%などの順となっており、健康・福祉分野を中心に、住環境の充実、子育てや教育への関心が高いことがうかがえます。

前回の調査においては、「健康・福祉のまち」52.0%が他を大きく上回り、次いで「快適住環境のまち」31.7%、「子育て・教育のまち」24.2%、「歴史のまち」16.2%、「環境保全のまち」13.9%、「観光・交流のまち」10.3%などと続いており、その傾向に大きな変化は見られませんが、特に、「子育て・教育のまち」については、前回調査から 7.9 ポイントのプラスとなり、より関心が高くなっています。

今後のまちづくりの特色について（全体／複数回答）



6. 「基本計画」中間改訂版の見方

現計画の内容を記載しています。

【参考記載例】

基本目標 1 参画と協働、地方分権時代のまちづくり

基本施策 1-1 市民主体のまちづくりの推進

■ 施策の目的

市民に対して積極的に情報提供を行い・・・・・・・・。

■ 現状と課題

地方分権が進展するとともに・・・・・・・・。

■ 施策の内容

(1) 市民との情報共有の推進

市民への説明責任を果たすため・・・・・・・・。

(2)・・・・・・・・

「施策の内容」の見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き

○特になし

上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み

○特になし

見直しの結果

○計画策定後、社会経済情勢などに大きな変化はなく、「施策の内容」に変更を要するものではありませんでした。

平成 26 年度実績を追加し、平成 32 年度目標を見直しています。

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備 考
市ホームページ閲覧件数	件	15,000	32,493	25,000	42,000	市ホームページアクセス件数（月平均）
市の広報・広聴活動の・・・	%	30.5	34.8	↗	↗	アンケートで・・・
.....						

※ 成果指標にアンケート調査の結果を用いている場合は、平成 26 年度（実績）の数値は、平成 27 年 7 月に行った市民アンケートの結果となっています。

平成 27 年度現在の事業・取組みを記載しています。

■ 具体的な事業・取組み

- ①情報公開制度の適正運用
- ②.....
- ③.....

基本目標 1 参画と協働、地方分権時代のまちづくり

基本施策 1-1 市民主体のまちづくりの推進

■ 施策の目的

市民に対して積極的に情報提供を行い、市政運営の透明性の向上を図るほか、より一層市民参画の手続きの拡充などに努めることにより、市民がまちづくりに参画しやすい環境の整備を進めます。

また、既存の地域活動への積極的な参加を提唱していくとともに、これまで培ってきた地域的な結びつきを活かしながら、各種コミュニティ活動の拡充と連携を図るための支援策の検討を進めます。

■ 現状と課題

地方分権が進展するとともに、財政状況が一層厳しさを増すことが予想されるなか、ますます高度化・多様化する行政ニーズに対応し、自立したまちを創造・経営していくためには、これまで以上に、各種の市民参画や市民と行政との協働のまちづくりを進めていく必要があります。

また、地域での連帯感や地域社会への関心が希薄化しつつある現代社会において、コミュニティ活動は、地域の福祉、環境保全、防災・防犯、児童・青少年の健全育成などにおいて、大きな役割を果たすことが期待されています。

本市では、平成17年に策定した善通寺市自治基本条例において、「情報の共有、まちづくりへの市民参画、市政への市民参画、協働」を本市の自治の原則に定め、市民の意思が活かされた、善通寺らしい独自性と魅力のある地域社会の創造を目指しています。とりわけ、資源リサイクルを起点とする市民参加による取組みは、アダプション・プログラムや生ゴミリサイクル事業、さらには、花のまちづくり事業などの取組みへと拡大し、協働によるまちづくりの基礎が築かれつつあります。

今後、本条例の趣旨に従って、市民・市・市議会による全般的な協働体制の確立を目指していくなか、その他の分野においても、個別具体的な協働のしくみづくりを検討していく必要があり、そのためには、本条例に規定される二つの市民参画の拡充が必要不可欠となります。

■ 施策の内容

(1) 市民との情報共有の推進

市民への説明責任を果たすため、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、円滑な情報公開と適切な個人情報保護を推進します。

また、「広報ぜんつうじ」や市ホームページの内容を充実させていくことにより、さらなる市政運営の透明性の向上を図り、アンケートをはじめとする各種広聴活動とあわせて、市民との情報共有の拡大に努めます。

(2) 市民参画の手続きの適正運用

市の重要な計画の策定・変更及び、条例などの制定・改廃の際には、自治基本条例に基づき、適正に市民参画の手続き（パブリックコメント・ワークショップ・審議会その他附属機関の委員の公募など）を実施します。

(3) コミュニティ活動の推進

コミュニティの重要性、実際のコミュニティ活動の状況などについての広報・啓発活動を行い、地域活動をはじめ、各種行事や生涯学習活動、ボランティア活動への参加を促進するとともに、地域活動に必要な支援・情報提供・地域リーダーの育成を推進します。

また、地域における各種コミュニティの連携の核となり、地域をまとめ、行政との協働の窓口となる「(仮称)地域自治協議会」の設置を提唱します。

(4) コミュニティ施設の充実

公民館に加えて、教育施設の開放など、地域住民のふれあいの場・活動の場として、既存施設のコミュニティ施設としての有効活用を検討します。

■ 「施策の内容」見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き
○特になし
上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み
○市民との情報共有の手段として、新たにフェイスブックによる情報発信を始めました。
見直しの結果
○計画策定後、社会経済情勢などに大きな変化はなく、「施策の内容」に変更を要するものではありませんでした。

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (当初中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
市ホームページ閲覧件数	件	15,000	32,493	25,000	41,000	市ホームページアクセス件数(月平均)
市の広報・広聴活動の状況についての満足度	%	30.5	34.8			アンケートで市の広報・広聴活動の状況について満足と答える市民割合
コミュニティ活動(地域活動)・ボランティア活動への参加状況	%	23.7	26.7			アンケートでのコミュニティ活動(地域活動)・ボランティア活動への参加割合

■ 具体的な事業・取組み

- ①情報公開制度の適正運用
- ②市政に関する情報提供の充実
- ③パブリックコメント・ワークショップの積極的な実施
- ④コミュニティ活動の推進
- ⑤コミュニティ施設の充実
- ⑥地域提案型事業

基本施策1-2 男女共同参画・人権尊重社会の形成

■ 施策の目的

男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮し、自分らしく輝いて暮らせる社会の実現に向け、意識づくりや環境づくりを進めます。

また、すべての人の人権を尊重する市民の育成に向け、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

■ 現状と課題

男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

また、「基本的人権の尊重」を保障するため、関係諸制度の整備など、多様な取り組みが進められてきましたが、今日もなお同和問題のほか、子ども・女性・障がい者・高齢者・在住外国人、その他様々な人権問題が存在します。

こうしたなか、本市では、男女が平等に生活や活動ができる社会環境の整備に向けた様々な取り組みを進めてきました。

また、人権・同和問題の解決に向け、学校教育や社会教育、さらには家庭や地域、職域などあらゆる機会をとらえて人権研修会を開催するなど、啓発・教育施策を推進しています。

今後、少子高齢化が一層進むなかで、男女共同参画はさらに重要性を増すことが予想されることから、意識改革や各種委員会・審議会への女性の登用をはじめ、幅広い分野への男女の参画を促す諸施策を実施するための指標として、「普通寺市男女共同参画プラン」を策定する必要があります。

また、近年、人権講演会・学習会などの参加者の固定化といった状況もみられ、より一層の体制の充実が課題となっています。

■ 施策の内容

(1) 男女共同参画プランの策定

これまでの取り組みを継承しつつ、新しい課題に対応しながら、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進するため、国の定める「第3次男女共同参画基本計画」に基づく目標や施策を踏まえ、「普通寺市男女共同参画プラン」を策定します。

(2) 人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりが、様々な人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を持つことができるよう、学校・家庭・地域・職域、その他あらゆる場を通じて人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

(3) 人権問題に関する相談体制の充実

人権擁護委員や民生委員、児童委員などと連携し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談活動ができる体制を整え、問題の早期解決に向けた自立支援や人権擁護などの取り組みの充実を図ります。

■ 「施策の内容」見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き	
○平成 24 年	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定
○平成 25 年	・若者・女性活躍推進フォーラム提言 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」の改正
○平成 26 年	・特定の民族や国籍の人を排斥する差別的言動である「ヘイトスピーチ」が大きな社会問題であるとの認識が広まった。 ・妊娠による降格を、男女雇用機会均等法に反するとした最高裁判所の判決により、「マタニティ・ハラスメント」に対する社会の関心が高まった。 ・施設等における「障がい者、高齢者への虐待」に関する事件が頻発した。 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行
上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み	
○平成 26 年	・DV防止法の改正に伴い、本市が平成 25 年 3 月に策定した「普通寺市男女共同参画プラン（以下「同プラン」という。）」を追加修正することで、「普通寺市DV防止基本計画」の策定とすることに決定した。
○平成 27 年	・「同プラン」を追加修正し、「普通寺市DV防止基本計画」を策定した。 ・「マタニティ・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」、「障がい者・高齢者への虐待」への対応について、「同プラン」を追加修正した。 ・普通寺市9月定例議会において「ヘイトスピーチ対策に関する意見書」が全会一致で可決され、国に対し提出された。
見直しの結果	
○施策の内容「（1）男女共同参画プランの策定」の内容を修正。 （1）男女共同参画プランの策定 男女共同参画社会の実現に向け策定された「普通寺市男女共同参画プラン」について、その取り組みを検証しつつ、新たな課題にも対応できるようにすることで、女性の社会における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ります。	

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (当初中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
審議会などにおける 女性委員の比率	%	18.9	29.4	↗	↗	
市の男女共同参画 の状況についての 満足度	%	16.0	15.3	↗	↗	アンケートで、市の男 女共同参画の状況につ いて満足と答える市民 割合
人権講演会や研修 会の開催回数	回	2	3	10	12	
人権啓発事業の実 施回数	回	7	7	10	12	
市の人権尊重の状 況についての満足 度	%	17.4	14.5	↗	↗	アンケートで、市の人 権尊重の状況について 満足と答える市民割合

■ 具体的な事業・取組み

- ①人権啓発推進事業
- ②人権・同和教育指導事業
- ③男女共同参画プラン策定事業
- ④人権問題に関する相談体制の充実

基本施策1-3 自律する自治体経営の推進

■ 施策の目的

行政改革によって財政の健全化と安定化を図り、第5次総合計画に基づいた市政運営を進めます。

■ 現状と課題

本格的な地方分権時代の到来を迎えるなか、これからの地方自治体には、市民と協働しながら自らの進むべき方向を自らが決定し、具体的な施策を実行していくことのできる経営能力が強く求められています。

また、責任ある質の高い行政サービスを実現するためには、高度化・多様化する市民ニーズや時代要請に対応し、限られた経営資源を効果的・効率的に投入して、自主性と自立性の高い自治体経営を進めていくことが求められています。

こうしたなか、本市では、早期に行政改革に着手し、行政改革大綱・S-PCOI（集中改革プラン）などの指針に基づき、定員の削減をはじめとした、事務改善の推進、民間委託及び民営化の推進、受益者負担の適正化などの“行政の効率化”に取り組んできました。しかし、社会経済情勢の急速な変化に伴い、行政ニーズはさらに多種・多様化していくことが予想されるとともに、長期にわたる景気の低迷による経済恐慌や地方分権の推進などにより、これまで以上に厳しい行政運営を迫られることが見込まれます。

このため、本市では、可能な限り、合併によらず単独での行政運営を維持していくことを前提として、さらなる行政の効率化に取り組んでいく必要があります。

■ 施策の内容

(1) 定員の適正化

今後、ますます厳しくなる財政状況に対応していくために、10年間の定員適正化計画に基づき、職員数の削減に取り組んでいきます。

(2) アウトソーシングの推進

重要度・緊急度などを総合的に勘案し、事業の整理統合を図るとともに、法令の遵守、直営との経費比較などに留意しながら、効果的・効率的なアウトソーシング（外部委託）を推進します。

(3) 組織機構の見直し

定員の適正化を図りつつ、新たな行政課題や多様化する市民サービスに対応していくためには、機動的で柔軟な組織の再構築が必要とされています。今後は、簡素で効率的な行政運営のための組織改革を目指して、新しい機構改革計画を策定し、職員数の推移に合わせた組織機構の見直しを図っていきます。

(4) 人事管理などの見直し

定員の適正化を進めていく一方で、職員は市の経営資源の中で最も重要なファクターでもあります。このため、常にコスト意識を持ちながら、効率的な行政運営を考えるとともに、市民の信頼を得て協働によるまちづくりに取り組むことができる職員を育成します。行政課題研修の充実、職場内での研修の実施、研修派遣、自主研修の支援などを実施することにより、職員のさらなる「質」の向上を図るとともに、人事評価制度の活用によりモチベーションの向上を図り、職員数の減によるマイナスを解消します。

また、本市ではこれまでゼネラリストの育成に重点を置いた人事管理を行ってきましたが、今後、特定の分野においては、高度化・複雑化が進む市民ニーズに対応するため、深い知識や専門的な技術を持つスペシャリストの育成も必要になってきます。能力・適性・経歴など、職員一人ひとりの人事管理の強化を図り、計画的な人材育成と適確な人員配置に取り組みます。

(5) 自主財源の確保

いわゆる三位一体の改革により、国から税源の一部が移譲されたとはいえ、本市の歳入内訳は、依存財源が自主財源を上回る状況にあります。また、国庫補助負担金や地方交付税の削減は、歳入を確保していくうえで大きな問題となっています。

このため、自主財源の根幹をなす市税について、引き続き、適正課税と徴収率の向上に努めます。また、地域産業の振興や企業の誘致など地域経済の活性化を推進することにより、活力ある地域づくりと自主財源の拡大を図ります。

(6) 財政計画の策定

第5次総合計画との整合性を図りながら、中期の財政計画を作成します。

(7) 枠配分予算の導入

各部署単位での経営感覚やコスト意識の醸成を図り、包括的なコスト削減につなげることを目的として、枠配分予算を導入します。

■ 「施策の内容」見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き
<p>○本市においては、平成7年に普通市行政改革大綱を策定し、その後も新普通市行政改革大綱、Super-PCOI（集中改革プラン）等に沿って行政の効率化に取り組んできたことにより、大幅な職員定数の削減を実現するに至ったが、その一方で、行政ニーズの多様化等を背景として、非正規職員の雇用の増大を余儀なくされた。第5次普通市行政総合計画における前期基本計画の策定時においても、それまでの方向性を踏襲し、引き続き、正規職員数の削減を基本施策の内容として掲げていたところである。しかしながら、今後の本市の人事管理においては、将来の基幹職員になるべき一般行政職の確保、専門職種の適正配置、65歳までの再任用制度の推進等が課題とされており、その一方で、正規職員数を上回る非正規職員数の適性化が新たな検討課題に挙げられている。</p>
上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み
<p>○ 今後の市政運営における適正な正規職員数・非正規職員数についての検討を進めるとともに、非正規職員に係る任用根拠の整理を図った。</p> <p>【適正化に係る方向性の修正】 第4次普通市行政改革大綱（平成25年3月策定）において、正規職員数については、これまでの方向性を見直し、300人までの増員を新たな目標として設定し、あわせて、非正規職員の削減に向けた目標を200人とした。 ※前期基本計画における正規職員数の目標：265人 ※正規職員数：266人（平成27年12月1日現在） ※非正規職員数：333人（平成27年11月1日現在）</p>

見直しの結果

○施策の内容「(1) 定員の適正化」の内容を修正。

(1) 定員の適正化

今後ますます複雑化・高度化する行政ニーズに鑑み、正規職員数については、300人までの増員を新たな目標として設定する一方、アウトソーシングの推進等により、行政サービスの低下を招かないよう配慮しつつ、非正規職員数の削減に取り組みます。

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (当初中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
実質公債費比率	%	15.9	8.0	↓	↓	
経常収支比率	%	89.7	90.2	↓	↓	
市税徴収率	%	93.62	94.82	↑	↑	滞納繰越分を含む
職員数	人	287	262	265	↑	
人件費及び人件費に準ずる費用の割合	%	23.6	22.8	↓	↓	歳出総額に占める人件費及び事務業務委託料の割合

■ 具体的な事業・取組み

- ① 定員適正化の推進
- ② アウトソーシングの推進
- ③ 新善通寺市機構改革計画に基づく機構改革の推進
- ④ 人事管理などの見直し
- ⑤ 適正課税の推進及び徴収率の向上
- ⑥ 財政計画の策定
- ⑦ 枠配分予算の導入

基本目標２ 福祉先進、だれにもやさしいまちづくり

基本施策２－１ 子育て支援の充実

■ 施策の目的

保育サービスの充実をはじめ、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりに取り組むとともに、子育てに関する学習や交流を通じて家庭の育児能力を高めるよう努めます。

■ 現状と課題

わが国では、予想を上回る勢いで少子化が進んでおり、今後はさらに加速することが懸念されています。また、核家族化や共働き家庭の増加など生活スタイルの変化に伴い、子育て支援を必要とする家庭が増加傾向にあります。

こうしたなか、本市では、保育サービスの拡充を図るとともに、各種の子育て支援機能（育児相談、各種の情報提供、母子保健事業、乳幼児・児童・生徒に対する医療費助成、ひとり親家庭への支援など）を「子ども・家庭支援センター」に集約し、各関係部門との連携を密にしながら、利便性の向上とより質の高いサービスの提供に努めています。

今後は、子育てに不安を抱える親の増加や相談内容の多様化などにも、より柔軟に対応していくため、さらなる子育て支援施策の拡充・推進が求められます。このため、次世代育成支援地域行動計画に基づき、関連部門・関係機関が一体となって、家庭や地域の保育機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に進めていきます。

■ 施策の内容

（１）次世代育成支援事業の推進

次世代育成支援地域行動計画に基づき、子育て支援総合コーディネート事業をはじめ、子育てに関する情報提供や各種の施策を展開するとともに、地域子育て支援センター運営事業の充実など地域の子育て組織との連携を図って、地域の実情や時代に即応できる施策を推進します。

また、親が子育てを自立して行うことができるよう、子育て相談や子育て中の仲間づくりなど子育て環境の整備に努めます。

（２）母子保健の充実

妊娠・出産に対する不安を和らげ、安心してゆとりをもって満足できるお産ができ、健やかな子どもの成長を支援するため、妊娠期、新生児期、乳幼児期を通じて、健康診査・個別指導体制の充実を図ります。また、母子健康手帳の交付、健康教育、新生児家庭訪問、相談・指導体制など各事業の一層の充実に努めるとともに、関連部門が一体となって安心して子どもを産み育てられる環境づくりに総合的に取り組みます。

（３）保育サービスの充実

特別保育など多様化する保育ニーズに対応した保育内容の充実や施設など保育環境の改善に努めます。

(4) 要保護児童などへの対応の推進

関係機関・団体との連携のもと、要保護児童を中心とした児童虐待への対応、ひとり親家庭への支援の推進、障がい児施策の充実など、援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取組みを推進します。

(5) 相談・援助体制の充実

育児不安や子育ての悩みを解消し、子どもを安心して産み育てられるよう、相談・援助体制としての子ども・家庭支援センターの機能充実を図ります。また、各保育所での「子育て相談」の開設や乳幼児・児童・生徒の医療費助成の充実に努めます。

■ 「施策の内容」見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き
○平成 24 年 ・子ども・子育て関連3法の制定 ○平成 27 年 ・子ども・子育て支援法の施行 ・子ども・子育て支援新制度の開始
上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み
○子ども・子育て支援法の施行に伴い、市子ども・子育て支援事業計画を策定した。(平成 26 年度までは次世代育成支援行動計画) ○子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、現在実施している事業名を変更し、地域の子育て支援の充実を図る。
見直しの結果
○施策の内容「(1)次世代育成支援事業の推進」を修正。 (1) 子ども・子育て支援事業計画の推進 子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備を推進します。

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度 (当初中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備 考
延長保育実施保育所数	箇所	7	7	⇒	⇒	
子ども・家庭支援センター利用者数	人	20,000	20,927	⇒	⇒	
子育て支援体制の状況	%	25.0	31.1	⇒	⇒	アンケートで市の子育て支援体制の状況について満足と答える市民割合
子育て支援に関する活動参加希望率	%	18.2	22.6	⇒	⇒	アンケートで子育て支援に関する活動に参加したいと答える市民割合

■ 具体的な事業・取組み

- ①地域子育て支援センター事業
- ②延長保育
- ③一時保育
- ④休日保育
- ⑤障害児保育
- ⑥病児・病後児保育
- ⑦発達障害児支援体制整備事業
- ⑧利用者支援事業
- ⑨子育て支援医療費助成事業
- ⑩つどいの広場事業
- ⑪妊産婦・新生児等訪問指導
- ⑫妊婦・乳幼児健康診査
- ⑬乳幼児健康診査

基本施策2-2 保健・医療の充実

■ 施策の目的

すべての市民が健康で元気に暮らせるよう、「自分の健康は自分で守る」ことを基本とし、地域・行政・医療機関などが連携した健康に関する教育・指導・相談などの体制を整え、市民が主体となる健康づくりを推進します。

また、医療ニーズの高度化・多様化に対応し、地域で安心な医療が受けられるよう、医療機関と連携した医療体制の充実を図ります。

■ 現状と課題

高齢化が急速に進行するなか、健康に対する人々の関心の高まりとともに、一人ひとりの自主的な健康づくりを支援する環境の整備が求められています。

本市では、急速な高齢化や生活様式・食生活の変化による生活習慣病や、これに起因する要介護者の増加が懸念されるなか、健康診査をはじめ、各種検診の受診率の向上に向けた取組みや生活習慣・食習慣に関する学習機会の提供など、各種の保健事業を展開してきました。そして今後も、学校や職場など関係機関との連携を強化し、市民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本としながら、生涯の各期にわたる保健事業の充実に努める必要があります。

また、高度化・多様化する市民の医療ニーズに対応するために、関係医療機関との連携を図っていますが、今後も高齢化の進行に伴い、医療ニーズはますます増大・高度化していくことが予想されます。このため、関係医療機関との連携・協力をさらに強化し、安定した医療サービスの提供と救急医療体制の充実に努める必要があります。

■ 施策の内容

(1) 健康づくり意識の高揚と主体的活動の促進

広報・啓発活動の推進や教室・出前講座・イベントの開催などを通じて、市民の健康に対する正しい知識の普及や健康づくり意識の高揚を図ります。

また、健康推進員、食生活改善推進員活動をはじめ、健康づくりに関する自主組織の育成・支援に努め、市民の主体的な健康づくりを促進します。

(2) 各種健診の充実

関係機関などと連携し、生活習慣病予防に向けた特定健診の実施をはじめ、がん検診などの受診を促進します。

また、特定保健指導の実施や健康教育、健康相談など健診後のフォロー体制の充実を図ります。

(3) 精神保健福祉対策の推進

広報紙の活用により「こころの病気」の知識の普及に努め、早期に相談機関を利用し適切なサービスが受けられるよう支援します。

また、相談を受けやすい体制を整備し、関係機関との連携により適切な相談対応に努めます。

(4) 歯科保健の推進

歯科保健に関する市民の意識の高揚や成人歯科健診及び相談事業の継続実施を図り、生涯を通じた歯の健康づくりを促進します。

(5) 感染症対策の推進

関係機関との連携のもと、結核や肝炎、新型インフルエンザなどの感染症に関する正しい知識の普及や感染拡大防止体制の充実に努めます。

(6) 食育の推進

関連部門が一体となって、食育推進の4本柱（食のバランス、健康、地産地消と伝統料理、食文化と食環境・食の安全）に沿った各種施策を推進します。

また、市民一人ひとりが生涯を通じた健全な食生活を実現するため、個人の生活スタイルに合わせた取組みを推進します。

(7) 救急医療の充実

関係機関と連携・協力して、休日・夜間の救急医療体制の充実に努めます。

■ 「施策の内容」見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き
○平成25年 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行
上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み
○新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、平成26年8月に市新型インフルエンザ等対策行動計画を作成し、新型インフルエンザ等対策の強化に取り組んだ。
見直しの結果
○計画策定後、社会経済情勢などに対応した取り組みを進めてきましたが、「施策の内容」について変更を要するものではありませんでした。

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (当初中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
保健事業への参加者数	人	20,094	22,203	20,500	23,000	
各種がん検診受診率	%	32.7	34.6	40.0	50.0	
成人歯科健康診査実施数	人	147	82	200	300	

■ 具体的な事業・取組み

- ①保健衛生管理事業
- ②在宅当番医制事業
- ③病院群輪番制病院事業
- ④健康生きがい中核事業（健康運動教室）
- ⑤健康診査及び各種がん検診等の受診事業
- ⑥予防接種

- ⑦食育推進事業
- ⑧狂犬病予防事業
- ⑨歯と口の健康週間行事
- ⑩ヘルススクール等健康教室実施事業
- ⑪地区組織育成
- ⑫精神保健福祉対策の推進
- ⑬感染症対策の推進

基本施策2-3 高齢者福祉の充実

■ 施策の目的

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、社会参加や在宅生活への支援を充実するとともに、介護保険事業の充実に努め、共に支え合う地域づくりの推進に努めます。

■ 現状と課題

わが国では、団塊の世代がすべて高齢期に入る平成27年頃には、高齢者人口が急激に増加し、これまでの状況をはるかに超えた高齢社会を迎えることが予想されています。このため、介護・支援を必要とする高齢者の増加、介護の重度化・長期化、ひとり暮らし高齢者の増加、家族介護力の低下などが懸念されています。

こうしたなか、本市では、一人ひとりの状態に応じた様々な支援を統合的にマネジメントするために、「地域包括支援センター」を設置し、保健・医療・福祉の連携を図りながら、介護サービスを中心とした多面的な支援を展開しています。

しかし、介護を要する高齢者やその家族などの保健・医療・福祉サービスに対する需要は、今後一層高まるものと考えられることから、高齢者施策の充実は、引き続き市全体の大きな課題となっています。

また、高齢者の多くは、住み慣れた地域で安心して生活し続けられることを望んでいることから、地域密着型のサービスの充実はもとより、要介護などの状態とならないための介護予防対策の推進が重要です。

このため、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防を重視した施策を着実に展開していくとともに、高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進、健康づくりの推進などに取り組んでいく必要があります。

■ 施策の内容

(1) 高齢者支援推進体制の整備

老人保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、相談、情報提供、広報体制をはじめ、地域ケア体制の整備など、総合的な推進体制の強化を図ります。

(2) 地域支援事業の推進

一般高齢者及び特定高齢者（要支援・要介護になるおそれのある高齢者）に対する介護予防策として、地域支援事業（介護予防事業、包括的支援事業、任意事業）を実施し、総合的な介護予防システムの定着を図ります。

また、地域包括支援センターを核に、特定高齢者把握事業や、介護予防ケアマネジメント、通所型・訪問型介護予防事業、総合相談支援事業、権利擁護、家族介護支援事業などを行う包括的支援事業を効果的に推進します。

(3) 保健福祉サービスの推進

高齢者の介護予防・健康づくりに向け、関連部局の連携強化のもと、健診・指導や健康教育・相談、運動機能向上事業（悠遊元気教室）、食生活改善事業（食楽教室）、脳の健康教室、口腔機能向上事業（健口教室）など、各種保健福祉サービスの充実を図ります。

(4) 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、老人クラブ活動の支援や組織強化、高齢者の学習・健康づくり・交流の場の提供に努めます。

また、高齢者の経験・知識・技能が発揮できるよう、就業や社会参加を促進します。

(5) 高齢者が住みよいまちづくりの推進

関係部門、関係機関・団体が一体となって、住宅環境の整備、防災・防犯・交通安全対策の充実を図るほか、緊急通報システムや地域での見守り活動、災害時援助体制の整備、市民バス空海号による移動手段の確保など住み慣れた地域での生活を支援して、高齢者が住みよいまちづくりを総合的に推進します。

■ 「施策の内容」見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き
○特になし
上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み
○平成 24 年3月 ・第5次普通寺市介護保険事業計画策定
見直しの結果
○施策の内容「(1) 高齢者支援推進体制の整備」を修正 (1) 高齢者支援推進体制の整備 老人福祉計画・介護保険事業計画に基づき、相談、情報提供、広報体制をはじめ、地域ケア体制の整備など、総合的な推進体制の強化を図ります。
○施策の内容「(2) 地域支援事業の推進」を修正 (2) 地域支援事業の推進 日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して生活を継続できるよう、介護予防・日常生活支援総合事業を充実・強化します。 また、地域包括支援センターを核に、介護予防ケアマネジメント、認知症施策の推進などの包括的支援事業を効果的に推進します。
○施策の内容「(3) 保健福祉サービスの推進」を修正 (3) 保健福祉サービスの推進 高齢者の介護予防・健康づくりに向け、関連部局の連携強化のもと、健診・指導や健康教育・相談、運動機能向上事業、認知症予防教室など、各種保健福祉サービスの充実を図ります。

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (当初中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
シルバー人材センター会員数	人	1,229	1,093	↗	↗	
要介護認定率	%	13.4	16.2	↗	↗	要介護(要支援)者の認定率
高齢者支援体制の満足度	%	28.5	27.5	↗	↗	アンケートで高齢者支援体制について満足と答える割合
健康維持への取り組みをしている高齢者割合	%	68.0	58.8	↗	↗	アンケートで日頃、健康増進のための取り組み(運動や食生活の改善など)をしていると答える60歳以上の割合

■ 具体的な事業・取組み

- ①敬老行事・高齢者訪問
- ②緊急通報体制整備等事業
- ③軽度生活援助事業
- ④老人無料・生きがい入浴券交付事業
- ⑤市民バス運行事業
- ⑥高齢者の就労の場の確保および支援
- ⑦生きがい対応型サービス事業
- ⑧老人クラブ活動事業
- ⑨地域見守り体制整備事業
- ⑩二次予防事業訪問型介護予防事業
- ⑪二次予防事業通所型介護予防事業
- ⑫介護予防ケアマネジメント事業(第1号介護予防支援事業)
- ⑬二次予防事業の対象者把握事業
- ⑭一次予防事業介護予防普及啓発事業
- ⑮一次予防事業地域介護予防活動支援事業(地域介護予防活動支援事業)
- ⑯二次予防事業評価事業
- ⑰総合事業費精算事業
- ⑱地域包括支援センター管理事業等
- ⑲総合相談支援事業
- ⑳権利擁護事業
- ㉑包括的・継続的ケアマネジメント事業
- ㉒介護給付等費用適正化事業
- ㉓家族介護教室開催事業
- ㉔家族介護継続支援事業
- ㉕成年後見制度利用支援事業
- ㉖福祉用具・住宅改修支援事業
- ㉗地域自立生活支援事業

基本施策2-4 障がい者福祉の充実

■ 施策の目的

障がい者が地域社会の一員として自立した生活ができるよう、自立支援サービスの定着や充実を図るとともに、地域でかかわり合える社会環境づくりを推進します。

■ 現状と課題

障がい者を取り巻く環境は、高齢化の急速な進行、障がいの重度化・重複化、家族形態の変化などに伴い大きく変化しています。

本市では、現在、相談支援事業所などの関係機関との連携を図りながら、手帳の交付や各種の相談、経済的支援、障害者自立支援法による障害福祉サービスの提供、地域生活支援事業によるサービスの提供などに努めています。また、障がいの予防と早期発見のための保健・医療サービス、さらには障がい者の社会参加や就労の促進に向けた施策など、地域社会の中で障がい者が自立して暮らせるまちづくりを目指して多様な施策を推進しています。

しかし、障がい者数は高齢化の進展とともに増加傾向にあり、障がいの重度化・重複化や介護者の高齢化なども懸念され、今後は、障がい者支援全般にわたる一層の施策の充実が求められています。

このため、引き続き、障害者自立支援法によるサービスの充実と関係機関との連携協力による障がい者のサービス利用の定着を促進していくとともに、法制度の改正などにも柔軟に対応しながら、障がい者施策の総合的な推進に努める必要があります。

■ 施策の内容

(1) 障害者自立支援法に基づく障がい者支援の充実

それぞれの障がい者にあった生活の支援を目的として、障がい者基本計画及び障がい福祉計画に基づき、居宅介護や重度訪問介護をはじめとする介護給付、自立のための訓練や就労の支援、更生医療費の給付、車椅子などの補装具費の給付などを実施します。

(2) 地域生活支援事業実施要綱に基づく障がい者支援の充実

障がい者の生活相談の充実及び地域で生活しやすくするための支援を目的として、地域生活支援事業実施要綱に基づき、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、地域活動支援センター事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業を実施します。

(3) 障がい者の生活の安定

医療費の助成又は市福祉年金、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給により、障がい者の生活の安定を図ります。

また、同じ悩みをもつ障がい者が集まることのできる居場所を提供する事により、障がい者の精神的な安定も図ります。

■ 「施策の内容」見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き	
○平成 24 年	・「障害者自立支援法」が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とされた。
○平成 25 年	・障害者総合支援法の一部が施行。障がい者の範囲に難病等が加えられた。また、法律の目的に、地域生活支援事業による支援を行うことが明記され、市が行う地域生活支援事業の必須事業に新たな事業が追加された。
○平成 26 年	・障がい者の高齢化・重度化に対応するとともに、住み慣れた地域における住まいの場を確保するため、「共同生活介護」は「共同生活援助」に一元化するなど、障がい者に対する支援の見直しを行った。また、「障害程度区分」については、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」へと改めた。
上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み	
○障害者総合支援法に基づき、地域社会における共生の実現に向けた障害保健福祉施策を実施し、障がい者の支援に取り組んだ。	
見直しの結果	
○施策の内容「(1) 障害者自立支援法に基づく障がい者支援の充実」を修正	
(1) 障害者総合支援法に基づく障がい者支援の充実 それぞれの障がい者にあった生活の支援を目的として、障がい者基本計画及び障がい福祉計画に基づき、居宅介護や重度訪問介護をはじめとする介護給付、自立のための訓練や就労の支援、自立支援医療費の給付、車椅子などの補装具費の給付、地域生活支援事業などを実施します。	
○施策の内容「(2) 地域生活支援事業実施要綱に基づく障がい者支援の充実」を削除	
○施策の内容「(3) 障がい者の生活の安定」を修正	
(3) を(2)とする。	

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (当初中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
訓練等給付(就労支援など)の支給決定者数	件	27	62	↗	↗	
移動支援事業の支給決定者数	件	49	56	↗	↗	
地域活動やスポーツ・文化活動に参加している障がい者数	人	26	16	↗	↗	
相談支援事業所(身体・知的)の利用件数と実利用人数	件 (人)	※ 2,847 (177)	5,107 (218)	↗	↗	
相談支援事業所(精神)の利用件数と実利用人数	件 (人)	570 (25)	826 (41)	↗	↗	

※ 相談支援事業所の利用件数のカウント方法が平成23年度に見直されたため、比較対象の元となる平成21年度の実績値を修正。

■ 具体的な事業・取組み

- ①障害者介護費及び施設利用費給付事業
- ②障害者訓練費及び就労支援費給付事業
- ③障害者生活相談支援等事業
- ④障害者人工透析等医療費給付事業
- ⑤障害者車椅子及び装具等給付事業
- ⑥障害者医療費助成事業
- ⑦障害者福祉年金等給付事業
- ⑧精神障害者居場所づくり事業(いれあいポート善通寺)

基本施策2-5 社会保障の充実

■ 施策の目的

すべての市民が健康で安心して生活を送ることができるよう、社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

■ 現状と課題

国民健康保険事業は、市民の医療の確保、健康の維持・増進に大きな役割を果たしていますが、高齢化の進行や医療技術の高度化などにより医療費は増大し続け、その運営は極めて厳しい状況にあります。こうしたなか、国による医療制度改革が行われ、増大する医療費の抑制に向け、平成20年度より40歳から74歳までの被保険者を対象とする特定健康診査・特定保健指導の実施が医療保険者に義務づけられました。今後は、こうした状況を踏まえ、医療費の適正化や国保税徴収率の向上など事業の健全運営に向けた取組みを進めるほか、高齢者医療制度の見直しへの適切な対応に努める必要があります。

また、生活保護制度については、生活に困窮するすべての市民に対して、必要な保護を行い最低限の生活を保障するとともに、その自立を支援する制度です。本市では、この生活保護制度を公正・公平・正確に運用するために、善通寺市生活保護運営基本計画を策定し、真に保護を必要とする者に対するきめ細やかな援助と、一人ひとりの能力に応じた自立の促進を図っており、今後も、本計画に基づき制度の適正運用に努めます。

一方、国民年金制度は、不安のない老後の生活を保障するものであり、人々の生活に必要不可欠な制度ですが、近年、年金に関する様々な問題が発生し、不信感が増大する傾向にあるため、制度に対する市民の理解をさらに深めていく必要があります。

■ 施策の内容

(1) 国民健康保険事業の適正運営

国民健康保険加入資格や退職被保険者資格の状況調査を行い、資格異動未届者に対して個別指導を行うなど、被保険者資格の適正化に努めます。

また、広報・啓発活動や医療費通知を通じ、国民健康保険制度に対する理解や医療費に対する関心を高めるとともに、診療報酬明細書の点検調査の充実や被保険者への指導などにより適正受診を促進し、医療費の適正化に努めます。

さらに、国民健康保険税の適正な賦課総額の確保に努めるとともに、納税意識の高揚や徴収体制の充実を図り、国民健康保険税の徴収率の向上に努めます。

加えて、特定健康診査・特定保健指導の推進をはじめ、関連部門が一体となって生活習慣病対策の強化を図り、医療費の抑制に努めます。

(2) 国民年金制度の周知

広報・啓発活動の推進などにより国民年金制度の周知を図るとともに、市民の年金受給権の確保のため、年金相談の充実を図り、制度への市民の理解と関心を高めていきます。

(3) 生活保護制度の適正運用

低所得者の相談に適切に応じるとともに、生活保護制度の適正運用と生活保護世帯の自立更生を支援します。

■ 「施策の内容」見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き	
<p><国民健康保険></p> <p>○平成 25 年 4 月 ・ジェネリック医薬品の利用促進に向けて、「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」が国において策定された。</p> <p>○平成 27 年 5 月 ・国民健康保険の広域化等に向けて、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立した。</p> <p><国民年金></p> <p>○平成 27 年 5 月 ・日本年金機構での個人情報流出</p> <p>○平成 27 年 10 月 ・国民年金保険料「5年の後納制度」の開始</p> <p> ・被用者年金一元化</p> <p><生活困窮者自立支援制度></p> <p>○平成 25 年 12 月 ・生活困窮者自立支援法の制定</p>	
上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み	
<p>○平成 24 年度から、「ジェネリック(後発)医薬品使用促進のお知らせ」の対象者への送付を開始した。</p> <p>○「5年の後納制度」について、市の広報及びホームページへの掲載や、庁舎内へのポスターの掲示により、制度の周知に努めた。</p> <p>○被用者年金一元化のパンフレットを市民課窓口等に設置した。</p> <p>○生活困窮者自立支援法が施行され、必須事業である「自立相談支援事業」、「住居確保給付金の支給」、また任意事業として「就労準備支援事業」を実施し、生活困窮者の自立の促進を図るよう取り組んでいる。</p>	
見直しの結果	
<p>○施策の内容「(1)国民健康保険事業の適正運営」を修正</p> <p>(1)国民健康保険事業の適正運営</p> <p>また、広報・啓発活動や医療費通知、後発医薬品使用促進通知を通じ、国民健康保険制度に対する理解や医療費に対する関心を高めるとともに、診療報酬明細書の点検調査の充実や被保険者への指導などにより適正受診を促進し、医療費の適正化に努めます。</p> <p>○施策の内容「(3)生活保護制度の適正運用」を修正</p> <p>(3)生活保護制度等の適正運用</p> <p>低所得者の相談に適切に応じるとともに、生活保護制度の適正運用と生活保護世帯の自立更生を支援します。</p> <p>また、生活保護に至る前の段階の生活困窮者の相談に適切に応じるとともに、早期に支援を行い、自立の促進を図ります。</p>	

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (当初中間目標)	平成32年度 (目標)	備 考
国民健康保険税徴収率	%	79.0	79.2	81.0	83.0	
国民健康保険税口座振替率	%	45.9	48.1	48.0	50.0	
生活保護から自立した世帯数	世帯	12	64	15	18	

■ 具体的な事業・取組み

- ①要援護者就労支援事業
- ②生活扶助費等支給事業
- ③医療費適正化事業（健康づくり事業）
- ④特定健康診査等事業
- ⑤国民年金制度の周知
- ⑥国民健康保険税に係る徴収率の向上

基本施策2-6 地域福祉の充実

■ 施策の目的

すべての市民が住み慣れた地域の中で安心して暮らせる環境づくりに向けて、地域福祉計画を基本に、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア団体など各種団体との連携を強化するとともに、地域も交えた地域福祉の向上に努めます。

すべての人にやさしい地域づくりの発想であるユニバーサルデザイン（だれもが使いやすいデザイン）の視点に立って、バリアフリー（無障壁）の実現や生活環境の整備を進めます。また、多世代間の交流、ボランティア活動への参加などを通して福祉意識の啓発を図り、高齢者や障がい者、子どもなどの人権を尊重した「心のバリアフリー」施策を進めます。

■ 現状と課題

わが国では、地域社会における相互扶助意識の希薄化や、家庭内での介護能力・扶養能力の低下などが指摘されるなかで、措置する福祉から自立する福祉への方向転換を進めてきました。

こうしたなか、本市では、ますます複雑・多様化する福祉ニーズに対応し、だれもが安心して暮らせる地域社会の創造を図るため、社会福祉協議会が地域の高齢者や障がい者などに対する幅広いサービスや事業を行い、地域福祉活動の中核的な役割を担っているほか、社会福祉協議会と民生委員・児童委員・ボランティア団体などの連携によって、地域に密着した様々な市民参加型の活動を展開しています。

しかし、今後は、高齢化のさらなる進行に伴い、援助を必要とする高齢者や障がい者の増加、地域での福祉ニーズの増大・多様化などが見込まれています。

このため、市民一人ひとりが地域における福祉活動の担い手となる市民総参加型の福祉体制の確立を目指していく必要があります。

さらに、商店やスーパー、娯楽・飲食施設などにおいても、だれもが使いやすい施設の整備に努め、高齢者や障がい者、子どもなどが社会活動の拡大を図るための環境整備を総合的に進めるなど、まちづくりのすべての分野においてバリアフリー・ユニバーサルデザインの視点に立った取組みを進めます。

■ 施策の内容

（1）福祉意識の高揚

広報・啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催、地域住民との交流事業や世代間交流の実施などにより、市民の福祉意識の高揚に努めます。

（2）社会福祉協議会、関係団体などの活動支援

社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活発化を促進します。特に、ボランティアセンターの強化、福祉ボランティアやNPO（特定非営利活動法人）の育成及びネットワーク化、身近な地域を単位とした助け合い活動を支援します。

（3）ユニバーサルデザインのまちづくり



すべての人にやさしい地域づくりの発想であるユニバーサルデザインの視点に立って、道路や公共施設のバリアフリーの実現や生活環境の整備を進めます。

また、民間事業者との連携を図り、市民が利用する施設のバリアフリー化を呼びかけ、活動範囲の拡大に努めます。

■ 「施策の内容」見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き
○特になし
上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み
○特になし
見直しの結果
○計画策定後、社会経済情勢などに大きな変化はなく、「施策の内容」に変更を要するものではありませんでした。

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (当初中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
福祉ボランティア登録者数	人	807	691	850	900	ボランティアセンターへの登録者数
ボランティア登録団体数	団体	31	32	33	35	ボランティアセンターへの登録団体数
社会福祉協議会会員世帯	世帯	9,209	9,174			

■ 具体的な事業・取り組み

- ①社会福祉協議会活動支援事業
- ②しあわせプランぜんつうし推進事業
- ③民生児童委員活動支援事業
- ④ユニバーサルデザインのまちづくり

基本目標3 躰と教育、人を育てるまちづくり

基本施策3-1 学校教育の充実

■ 施策の目的

連携・一貫した教育の取組みを通して、発達や学びの連続性を踏まえた就学前教育の充実に努めます。

また、児童・生徒一人ひとりに「確かな学力」が身につくよう、教職員研修の充実・推進に努め、それぞれの学校での特色ある教育活動を支援するとともに、学校教育施設・設備の整備充実に努めます。

さらに、学校での防災対策と犯罪防止体制を強化し、安心して安全な地域に開かれた学校づくりを推進します。

■ 現状と課題

子どもたちが、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力を身につけ、「知・徳・体」の調和の取れた未来を担う人材として、心身ともに健やかに成長していくことができる教育環境づくりが強く求められています。

本市では、「躰のできるまちづくり」を合言葉に、幼・小・中が連携した教育に取り組んでいるほか、情報化への対応、国際化への対応（ALTの配置など）、社会変化に対応した教育内容の充実（環境教育の取組みなど）、子どもの安全対策、教育環境の整備などを積極的に推進してきました。また、小中学校の校舎などの耐震改修についても、概ねその整備を終えました。

今後、少子化や核家族化が進むなか、基本的な生活習慣や社会性を養う幼児教育の一層の充実が求められているほか、生きる力の育成を重視した教育内容の充実と信頼される学校づくりが課題となっています。

このため、快適で安心・安全な環境づくりに努めるとともに、生きる力を身につけさせるための主体的かつ特色ある教育活動の推進、心の問題への対応、特別支援教育の充実、安全対策の強化、学校給食体制の充実、バリアフリー化など、多岐にわたる取組みを一体的に進めていく必要があります。

■ 施策の内容

(1) 学力の向上

基礎的・基本的な学力の向上と個性や創造性を伸ばすことを基本に、個々に応じた指導方法の工夫改善に努めながら、ALT（外国語指導助手）の確保による外国語教育の充実や国際理解教育など、国際化・情報化や環境教育など時代の変化に対応した教育内容の充実に努めます。

また、より行き届いた教育の充実に努めるため、幼・小・中の連携強化に努めるほか、小中学校については市費による非常勤講師の配置を継続します。

(2) 特別支援教育の推進

関係機関との連携のもと、各学校の施設整備や教員配置など特別支援教育の充実に努めるとともに、適切な就学相談・指導に努めます。

(3) 心の問題への対応

いじめや不登校などの心の問題に対し、カウンセラーの配置に努めるとともに、家庭や地域と一体となった指導体制づくりを進めます。

また、豊かな人間性を育てる読書活動の充実を図ります。

(4) 子どもの安全の確保

子どもの安全確保のため、啓発活動の推進とともに、保護者や学校、地域の連携と補導員の活用による見守り活動の推進を図ります。

(5) 学校教育施設・設備の整備充実

学校教育施設・設備の整備充実を図るほか、幼稚園の園舎などの耐震改修を進める一方、プール、屋内運動場など老朽化した施設の改修を行うとともに、施設のバリアフリー化についても進めます。

(6) 教育機器の整備

児童・生徒用パソコンなどの教育機器については、新たに構築された小中学校教育情報ネットワークにより配備された機器類の有効活用と定期的な更新に努めます。

(7) 学校給食の充実

学校給食の充実に努めるとともに、地産地消や食育の視点に立った取組みを進めます。また、学校給食センターについては、施設や設備の老朽化に伴い、修繕費の増加や衛生面への不安などが懸念されることから、施設の建替えを進めます。

■ 「施策の内容」見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き	
○平成 23 年 4 月	・新学習指導要領により小学校（5、6 年生）での外国語活動が必修化
○平成 25 年 9 月	・いじめ防止対策基本法の施行
○平成 25 年 11 月	・学校教育法施行規則の改正（土曜授業が可能に）
○平成 27 年 4 月	・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正
上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み	
○いじめ防止対策基本法の施行に伴い、「善通寺市いじめ防止条例」を制定し、また各学校においても「いじめ防止基本方針」を策定した。平成 26 年度より「いじめ防止対策事業」を実施し、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置し、各学校の教職員との連携のもと、問題を抱える児童・生徒やその家庭への対応を行っている。	
○学校教育法施行規則の改正により、教育委員会の判断により土曜日に授業を実施することが可能となり、本市においては、平成 26 年度より教育課程外（希望者を対象）で小学校 4～6 年生を対象に月 1 回程度の土曜授業を開始した。	
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係例規を改正するとともに、平成 27 年度より市長と教育委員による「総合教育会議」を開催し、「教育大綱」の策定を行った。	

見直しの結果

○施策の内容「(1) 学力の向上」を修正

(1) 学力の向上

基礎的・基本的な学習内容の定着と個性や創造性を伸ばすことを基本に、個々に応じた指導方法の工夫改善に努めながら、英語教育や道徳教育の充実など、時代の変化に対応した教育内容の充実を図ります。

また、より行き届いた教育の充実を図るため、保・幼・小・中の連携強化に努めるほか、小中学校については市費による非常勤講師の配置を継続します。

○施策の内容「(3) 心の問題への対応」を修正

(3) 心の問題への対応

いじめや不登校などの心の問題に対し、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の配置に努めるとともに、家庭や地域と一体となった指導体制づくりを進めます。

また、豊かな人間性を育てる読書活動の充実を図ります。

○施策の内容「(4) 子どもの安全の確保」を修正

(4) 子どもの安全の確保

子どもの安全確保のため、啓発活動の推進とともに、保護者や学校、地域の連携と補導員の活用による見守り活動の充実を図ります。

○施策の内容「(5) 学校教育施設・設備の整備充実」を修正

(5) 学校教育施設・設備の整備充実

学校教育施設・設備の整備充実を図るほか、幼稚園の園舎などの改修を進める一方、プール、屋内運動場など老朽化した施設の改修を行うとともに、施設のバリアフリー化についても進めます。

○施策の内容「(6) 教育機器の整備」を修正

(6) 教育機器の整備

児童・生徒用タブレットパソコンなどの導入とともに、小中学校教育情報ネットワークにより配備された機器類の有効活用と定期的な更新に努めます。

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (当初中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
児童生徒の長期欠席率（小学校）	%	0.9	0.1	↘	↘	年間で30日以上欠席した児童の割合
児童生徒の長期欠席率（中学校）	%	6.9	4.0	↘	↘	年間で30日以上欠席した生徒の割合
地元産品を取り入れた給食の実施回数	回	201	206	→	→	一品以上の地元産品を取り入れた給食の年間実施回数
学校教育環境についての満足度	%	26.2	31.1	↗	↗	アンケートで市の学校教育環境について満足していると答える市民割合

■ 具体的な事業・取組み

- ① スクールカウンセラー配置事業
- ② プール改修事業
- ③ 学校給食センター改築事業
- ④ 学校支援のための市費講師配置事業
- ⑤ 小学生学力向上等対策事業
- ⑥ 土曜日充実事業
- ⑦ 小学校放課後学力向上等対策事業
- ⑧ 中学生学力向上等対策事業
- ⑨ 幼児教育力総合化推進事業
- ⑩ 特別支援教育の推進
- ⑪ 子どもの安全の確保
- ⑫ 小学校タブレットパソコン活用事業
- ⑬ 学校給食の充実
- ⑭ パワーアップ事業
- ⑮ スタディーアフタースクール事業
- ⑯ 幼稚園茶道体験教室
- ⑰ 幼稚園園舎外壁等改修事業
- ⑱ シティズンシップ育成事業
- ⑲ いじめ防止対策事業
- ⑳ 地域学習副読本作成事業

基本施策3-2 生涯学習社会の確立

■ 施策の目的

子どもから高齢者まで、生涯にわたって自らを高め、豊かな人生を送れるよう、学校教育との連携を図りながら、主体的に学ぶ生涯学習の充実に努めます。

■ 現状と課題

少子高齢化や情報化の進展、教育水準の向上や自由時間の増大などを背景として、心の豊かさや自分らしさの発見など、豊かな生活を送るために、幼児期から高齢期までの生涯を通じて学習を行うことができる社会の実現が求められています。

本市では、市民の幅広い学習ニーズに応えるため、60歳以上の高齢者を対象に市内8地区に分かれ開催している「イキイキときめき大学」など、各生涯学習施設において、各年齢層に応じた様々な講座、教室、講演会を開催しています。また、学習情報の提供、広報・啓発活動の推進、社会教育団体の育成・支援に努めています。

しかし、少子高齢化、国際化、情報化の一層の進展、環境や安心・安全への意識の高まりなど、社会経済情勢の急速な変化に伴い、生涯の各期における学習課題がますます多様化・高度化しています。

このため、市民会館・図書館など社会教育関連施設のハード・ソフト両面の充実に努めるとともに、市民の学習ニーズを常に把握しながら、多彩で特色のある学習プログラムの整備や関係団体の育成などを行い、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。

■ 施策の内容

(1) 社会教育関連施設の充実

社会教育活動の拠点となる市民会館、公民館などの施設の充実とともに、利用者のニーズに応じた運用を検討するなど施設の有効活用を図ります。

(2) 図書館の充実

乳幼児から高齢者まで幅広い年齢の様々な社会教育活動を支援するため、「図書館を生活の中に・図書館で生きがい発見」を目標に、利用者のニーズや社会情勢に沿った蔵書整備と利用しやすい図書館づくりを進めます。

(3) 特色ある生涯学習プログラムの整備と提供

常に各世代の学習ニーズの的確な把握に努め、各種講座・活動を中心とした多彩で特色ある生涯学習プログラムの体系的な整備と提供を図ります。

また、広報紙や市ホームページなどを通じて、生涯学習全般にわたる多様な情報の提供に努めます。



(4) 教育団体などへの活動支援

生涯学習活動への支援、各種の社会教育団体、学習団体・グループの育成・支援に努め、自主的な社会教育活動を促進します。

■ 「施策の内容」見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き
○平成 24 年 ・図書館法第 7 条の 2 に基づく「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」全てを改正 ○平成 25 年 ・図書館相互利用のサービスに関して、瀬戸内中讃定住自立圏での協定締結
上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み
○瀬戸内中讃定住自立圏の協定により、圏域内図書館で貸出した資料は他館でも返却ができるサービスを開始した。また、琴平町民は、圏域内図書館において琴平町発行の図書利用カード登録が可能になった。
見直しの結果
○施策の内容「(2) 図書館の充実」を修正 (2) 図書館の充実 乳幼児から高齢者まで様々な利用者の課題解決や趣味に corres するた めに、利用者のニーズに対応した幅広い資料の収集と発信に努めます。 また、他機関との連携を図りながら、多様な学習の機会や交流の場を 設け、誰もが利用しやすい図書館づくりを進めます。

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度 (当初中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備 考
地区公民館利用者数	人	103,520	92,524	105,000	108,000	
市民会館利用者数	人	154,230	141,607	157,000	160,000	
図書館利用者数	人	101,089	118,953	103,000	135,000	
図書の市民一人当 たり貸し出し冊数	冊	3.8	4.2	4.0	4.5	
生涯学習関連の講 座・教室の参加者 数	人	7,949	6,107	8,500	9,000	
市の生涯学習環境 についての満足度	%	20.1	19.3			アンケートで市の生涯 学習環境について満足 していると答える市民 割合

■ 具体的な事業・取組み

- ①市民会館耐震改修整備事業
- ②地区公民館耐震改修整備事業
- ③生涯学習関連の講座・教室の開催
- ④教育団体活動支援事業
- ⑤図書館利用促進事業

基本施策3-3 生涯スポーツの振興

■ 施策の目的

すべての市民がそれぞれの体力や年齢に応じたスポーツ活動を行える環境づくりを支援します。

■ 現状と課題

スポーツは、健康づくりや体力の向上に役立つだけでなく、人々の親睦や交流を深め、豊かな地域社会を育むものとして、大きな役割を担っています。

本市では、児童・園児を対象とした初心者スポーツ教室の開催やニュースポーツの体験事業を実施しています。また、だれもが参加できる健康づくり事業を実施・支援しています。幼少期において様々なスポーツにふれる機会を提供することは、スポーツへの興味・関心を高め、スポーツを始める動機づけになります。

近年、健康・体力づくりに対する関心がますます高まるなか、市民のスポーツニーズは増大・多様化の傾向にあり、生涯にわたってそれぞれの体力・年齢・技術・興味・目的に応じて、だれでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境づくりが一層求められています。

■ 施策の内容

(1) スポーツ施設の整備充実・有効活用

各種のスポーツ施設について、老朽化の状況や利用ニーズに即した整備充実を計画的に進めていくとともに、市民との協働による管理運営体制づくりを進めます。

また、ハイキングコースやオリエンテーリングコースを利用したウォーキング事業の実施、各種の地域スポーツ活動における小中学校施設の利用など、既存公共施設の有効活用についても幅広く検討を進めます。

(2) 多様なスポーツ活動の普及促進

スポーツの必要性や重要性に関する広報・啓発活動を推進するとともに、様々なスポーツ情報の収集・提供を図り、市民のスポーツへの関心や健康管理意識を高めていきます。

また、スポーツと健康づくりの連携・一体化の視点に立ち、健康づくりプログラムの企画・実施を図るとともに、だれもが気軽に楽しめるニュースポーツの普及などを図ります。

(3) スポーツ団体、指導者の育成

各種スポーツ団体・クラブの育成・支援に努めるとともに、体育振興会、体育指導委員、地域と一体となった指導者やボランティアの育成・確保を進めます。

■ 「施策の内容」見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き	
○平成24年4月	・文化芸術・スポーツ等を通じた交流の促進について、瀬戸内中讃定住自立圏で協定
○平成25年9月	・東京オリンピック・パラリンピック競技大会が2020年に開催決定
○平成27年10月	・スポーツ庁発足
上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み	
○定住自立圏域市町による、地域密着型スポーツホームタウンDAYの開催	
○有名選手を招いてスポーツ教室の開催などによる競技力の向上	
○市営テニスコートの大規模改修(クレイコートから人工クレイコートへ)	
見直しの結果	
○施策の内容「(2)多様なスポーツ活動の普及促進」を修正 (2)多様なスポーツ活動の普及促進 スポーツの必要性や重要性に関する広報・啓発活動を推進するとともに、様々なスポーツ情報の収集・提供を図り、市民のスポーツへの関心や健康管理意識を高めていきます。 また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、スポーツを通じた健康増進の意識の醸成や運動・スポーツへの興味・関心を喚起するため、定住自立圏域市町の連携により事業を実施します。	

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (当初中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
体育施設利用者数	人	231,091	227,829	240,000	250,000	
社会体育事業参加者数	人	4,197	48,732	↗	↗	社会体育事業年間延べ参加者数
初心者スポーツ教室参加者数	人	89	114	100	140	年間の初心者スポーツ教室の延べ参加者数
スポーツ環境の満足度	%	23.8	20.3	↗	↗	アンケートで市のスポーツ環境について満足していると答える市民割合
週1回以上スポーツ活動をしている人の割合	%	22.0	21.6	↗	↗	アンケートで週1回以上スポーツ活動をしていると答える市民割合

■ 具体的な事業・取り組み

- ①体育施設耐震調査
- ②体育施設管理運営事業
- ③スポーツ団体活動支援
- ④スポーツ事業の開催

基本施策3-4 青少年の健全育成

■ 施策の目的

青少年の健全育成を目指し、地域全体で青少年を守り育てる社会環境の整備を図ります。

■ 現状と課題

社会経済情勢の急速な変化にともない、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。全国的に家庭と地域社会の教育機能の低下や学校教育への依存傾向がみられ、いじめ・不登校・無気力などの問題が生じているほか、体験活動の場の不足・異年齢の集団における活動の不足が指摘されるなど、青少年をめぐる様々な問題が表面化しています。

本市では、「躰のできるまちづくり」を基本に、街頭指導活動、環境浄化活動など、青少年の非行防止を積極的に推進しています。地区補導員による巡回補導活動は非行防止に効果をあげているほか、環境浄化活動（白ポスト設置及び有害図書回収）によって、青少年にとっての健全な生活環境が維持されています。また、学校生活をおくることが困難な児童生徒のために、適応指導教室を開設し、適切な指導により、学校生活に戻る児童生徒が増えています。

今後は、青少年のまちづくり活動などへの参加促進や青少年団体の育成・支援などを図るほか、関係機関や家庭などが一体となった青少年の健全育成を図るための体制をより一層強化していく必要があります。

■ 施策の内容

(1) 青少年の非行など問題行動の防止

小学校区ごとに、それぞれの校区の事情に精通した地区補導員を配置し、児童生徒を対象とした補導活動を行うとともに、児童生徒に害を及ぼす者から被害を受けないよう予防補導活動を行います。

また、警察などの外部機関と連携を密にしながら、小・中・高校生、有職・無職少年で問題行動が見られる者に対する補導活動を行います。

さらに、青少年を取り巻く地域有害環境（有害図書など）の浄化活動を推進します。

(2) 家庭における青少年育成への支援

青少年の人間形成において、家庭は基本的役割を果たす場であることから、保護者が果たすべき役割や家庭生活のあり方などの知識の普及、家庭の育成機能の補完支援に努めます。

(3) 広報啓発活動の強化

青少年の健全育成と非行など問題行動の防止を図るために、広報啓発活動を強化し、健全育成意識の高揚を図ります。

(4) 青少年の健全育成活動の促進

青少年を健全に育成するには、青少年がグループ活動などに参加し、豊富な生活体験を得ることが重要であるため、市内各種育成団体間の連絡調整を密にします。

(5) 調査・研究・研修及び情報収集・提供機能の充実

小中学校への訪問を行い、児童生徒の不登校の実態を把握するとともに、小中学校担任などを通じて、不登校児童生徒の保護者との連絡を密にします。また、通級児童生徒については、保護者、担任、養護教諭、SSW（スクールソーシャルワーカー）との情報交換を実施します。

(6) 適応指導教室の開設

不登校児童生徒を対象に、「適応指導教室」を継続して開設します。また、個別相談や小集団での活動を通して、主体性や社会性を培うと同時に、児童生徒の自立を促し、学校復帰の支援に努めます。

■ 「施策の内容」見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き
○スマートフォン等の普及と、その利用の低年齢化により、子ども達が様々な悩みを抱えたり、重大なトラブルに巻き込まれる事例が発生している。
上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み
○香川県教育委員会やPTAなどと協力し、保護者や子ども達への啓発を行っている。特に香川県教育委員会では、スマートフォンやゲーム機の使用は夜9時までなどとした「さぬきっ子の約束」を策定しており、本市でもチラシの配布等により、適正な使用を働きかけている。
見直しの結果
○施策の内容「(5) 調査・研究・研修及び情報収集・提供機能の充実」を修正 (5) 調査・研究・研修及び情報収集・提供機能の充実 児童生徒の不登校の実態を把握するとともに、小中学校担任などを通じて、不登校児童生徒の保護者との連絡を密にします。また、通級児童生徒については、保護者、担任、養護教諭、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）との情報交換を実施します。

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (当初中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
青少年補導件数	件	58	68	↘	↘	施策の実施により、補導される青少年の数を減少させる
市の青少年の健全育成環境についての満足度	%	14.2	18.3	↗	↗	アンケートで市の青少年の健全育成環境について満足と答える市民割合

■ 具体的な事業・取り組み

- ① 少年育成センター事業
- ② 不登校児童生徒適応指導教室設置事業

基本施策3-5 地域文化の継承・創造

■ 施策の目的

市民主体の芸術・文化活動を支援するとともに、史跡の保存・整備と無形民俗文化財や地域特有の文化の伝承に努め、これらの総合的な活用を推進します。

■ 現状と課題

人々の価値観がますます多様化するなかで、人生に楽しみと潤いをもたらすものとして、文化活動に対する関心が高まっています。

本市は、古墳群や寺社仏閣などの貴重な歴史文化遺産を多数有するまちであり、これは、本市の特性の中でもとりわけ誇るべきものです。この歴史文化遺産は、未来へ継承していく必要があるとともに、地域活性化につなげるための資源としても有効に活用していく必要があります。このため、本市では、市民の郷土に対する理解と関心を高めるほか、本市の歴史や文化、風土を内外に発信するため、古墳群など有形の貴重な文化財の調査や保存などを進めるとともに、その活用に努めています。

今後は、文化財の適切な調査・保存・活用などに一層努め、より多くの人々が本市の歴史や文化に親しめる環境を整備していく必要があります。また、各種芸術・文化団体の自主的な芸術・文化活動を一層促進していき、地域の個性や独自性を生み出すとともに、人材の育成を図っていく必要があります。さらに、芸術・文化の鑑賞機会や発表機会の充実などに努め、文化の香り高いまちづくりを進めていく必要があります。

■ 施策の内容

(1) 芸術・文化団体、指導者の育成

各種芸術・文化団体の育成・支援に努めるとともに、文化協会・文化財保護協会との連携、指導者やボランティアの育成・確保を図り、市民の自主的な芸術・文化活動の一層の活性化を促します。

(2) 文化イベントなどの充実

地域の特色を活かした文化祭・講演会・展覧会の開催など魅力ある文化行事の企画・開催を市民との協働のもとに進め、既存施設を活用した多様な芸術・文化を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。

(3) 文化財の保存

指定文化財の適正な保護に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても計画的に調査を推進します。

また、民俗芸能などの無形文化財についても、保存団体の育成・支援、後継者の確保を図り、積極的にその保存・伝承に努めます。

(4) 文化財の活用

文化財の活用については、地域文化の理解を深めるため、啓発活動や講座、展示など文化財に対する市民意識の向上を図ります。また、文化財を通じた情報発信と交流活動での活用を図ります。

■ 「施策の内容」見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き
○特になし
上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み
○特になし
見直しの結果
○計画策定後、社会経済情勢などに大きな変化はなく、「施策の内容」に変更を要するものではありませんでした。

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (当初中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
文化イベント参加者数	人	3,000	3,500	3,500	4,000	年間の文化イベントの延べ参加者数(大西忠夫展・県展作品展・優秀映画鑑賞事業・文化講演会など)
文化財保護協会会員数	人	197	155	220	200	
文化活動団体登録数	団体	120	113	125	130	
市の文化芸術環境についての満足度	%	19.0	18.0			アンケートで市の文化芸術環境について満足していると答える市民割合
市の文化遺産の状況についての満足度	%	32.8	29.3			アンケートで市の文化遺産の状況について満足していると答える市民割合

■ 具体的な事業・取組み

- ①文化・芸術関連行事の実施
- ②文化・芸術団体組織の充実・支援
- ③旧善通寺偕行社の利活用
- ④埋蔵文化財の調査

基本施策3-6 交流活動の推進

■ 施策の目的

地域における様々な世代や団体のふれあいを豊かにするとともに、国内外との多様な交流・連携の促進に努めます。

■ 現状と課題

情報化の進展や交通網の発達などを背景に、人・物・情報の交流が世界的な規模で行われ、あらゆる分野で国際化が急速に進んでいます。

本市では、国外はもとより、国内における地域間交流活動も、人材育成や地域活性化の大きな契機となるものであるという認識のもと、優れた自然や貴重な歴史・文化・産業など、地域の特性・資源を活かしながら交流活動を展開しています。

外国の文化に触れ、異国の人がどのようなことを考えているかなどを知ることや、ことばの壁を超えて意思疎通を図ることは、国際感覚を豊かにすると同時に、文化の違いを実感し互いの文化を認め合う気持ちを育てるほか、郷土愛を育むことにもつながります。

また、国内における地域間交流においても、グリーンツーリズム（農村地域での自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動）に代表される都市と農村との交流、都市と地方の両方に住居を持つ「二地域居住」など、新しい交流のあり方がみられるようになってきました。

こうした状況を踏まえ、今後は、国内外を問わず、積極的な交流活動の推進を図っていく必要があります。

■ 施策の内容

（1）交流推進体制の確立

産業、教育をはじめ、あらゆる分野での交流活動を支援し、国内外との交流推進体制の確立を図ります。

（2）地域間交流の促進

交通基盤の整備や地域の情報発信機能の強化を図り、恵まれた自然や観光・交流施設、特色あるイベントなど本市の特性や地域資源を活かしながら、国内外の自治体との交流、学校間、団体間の交流を促進します。

■ 「施策の内容」見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き
○特になし
上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み
○特になし
見直しの結果
○施策の内容「(2)地域間交流の促進」を修正 (2)地域間交流の促進 地域の情報発信機能の強化を図り、恵まれた自然や観光・交流施設、特色あるイベントなど本市の特性や地域資源を活かしながら、国内外の自治体との交流、学校間、団体間の交流を促進します。

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (当初中間目標)	平成32年度 (目標)	備 考
交流事業参加者数	人	—	526	↗	↗	
国内外との交流活動の状況についての満足度	%	8.3	—	↗	↗	アンケートで市の国内外との交流活動の状況について満足していると答える市民割合

■ 具体的な事業・取り組み

- ①交流推進体制の確立
- ②姉妹都市の児童・生徒作品展
- ③高野町・善通寺市中学生交流事業

基本目標４ 活力の創出、地域が活きるまちづくり

基本施策４－１ 農林業の振興

■ 施策の目的

安心・安全な食を提供する自立した農業の実現に向け、多面的な農業振興施策を総合的・計画的に推進し、持続可能な農業を目指します。

■ 現状と課題

これまで本市では、伝統的基幹産業である農業の発展を目指し、農業生産基盤の整備や担い手の育成をはじめ、関係機関・団体と一体となった多様な農業振興施策の推進、振興作物のブランド化などに取り組んできました。

しかし、農業を取り巻く環境は依然として厳しく、農家数の減少や就業者の高齢化、後継者不足、これに伴う遊休農地や耕作放棄地の増加、農地の集積の停滞などの問題が深刻化してきています。

このため、優良農地の保全及び有効活用、農業生産基盤の一層の充実を進めながら、担い手の育成・確保、特定農業団体の法人化の促進などによる経営体制の強化をはじめ、地域特性に応じた付加価値の高い特産品の開発、高齢者や女性が親しみ参画しやすい農業の環境づくりなどを促進していく必要があります。

また、環境保全型農業や地産地消など、時代の要請に即した農業の促進に努め、地域ブランドとして誇りうる安心・安全な生産体制の確立と農地の持つ多面的機能の保全・活用を進めていく必要があります。

■ 施策の内容

(1) 農地の保全・活用

農業の基盤は土地と水であり、良好な営農条件を備えた農地や農業用水などを確保するための農業生産基盤の保全管理・整備に努めます。

(2) 遊休農地の有効活用

農業委員会との連携のもと、遊休農地の情報を正確に把握し、遊休農地の抑制と再生・有効活用に努めるとともに、農地管理公社による耕起作業などの実施や担い手への遊休農地の斡旋を行うなど、一体的な有効利用施策の推進を図ります。

(3) 意欲ある農業者の育成・確保

認定農業者制度の活用や農地の集積による規模の拡大などを通じ、担い手の育成や集落営農の促進、農業経営の法人化の促進に努めるとともに、後継者や新規就農者の育成・確保対策の推進に努めます。

(4) 生きがい型農業の推進

農業の長期的かつ安定的な維持においては、高齢者や女性を取り込むことが重要な要素となるため、高齢者や女性が農業に親しみ参画しやすい環境づくりを推進します。

(5) 農商工連携の強化による地域特産品の開発

地域の特性や消費者ニーズに即した農産物の導入・産地化を促進するほか、商業や工業との連携強化を図り、より付加価値の高い特産品を開発するとともに、販路の拡大に努め、全国に通用する「善通寺ブランド」の確立を目指します。

■ 「施策の内容」見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き
○平成27年10月 ・TPP交渉が大筋で合意
上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み
○特になし
見直しの結果
○計画策定後、社会経済情勢などに対応した取り組みについて検討しましたが、現在のところ「施策の内容」について変更を要するものではありませんでした。

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (当初中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
集落営農組織(特定農業団体)数	組織	7	7	⇒	⇒	集落営農に取り組んでいる組織の数
認定農業者数	人	42	54	50	65	
農業生産法人数	法人	8	14	15	20	
新規就農者数	人	4	1	6	8	新規に就農した農業者の累計数
新規就農者育成塾修了者数	人	40	25	⇒	⇒	年間のゆめ楽農支援塾修了者数
市民農園開設数	箇所	3	2	6	10	個人による市民農園の開設数
市の農業振興についての満足度	%	7.6	7.6	↗	↗	アンケートで市の農業振興について満足と答える市民割合
担い手への農地の利用集積	ha	445	323	530	600	担い手へ農地の利用集積した面積
遊休農地の面積	ha	31	18	15	0	

■ 具体的な事業・取り組み

- ①農用地保全管理事業
- ②農業振興地域整備計画事業
- ③農道整備事業
- ④ため池管理事業
- ⑤水路改修事業
- ⑥畑地かんがい施設維持管理事業

- ⑦農地無断転用防止特別事業
- ⑧機構集積支援事業
- ⑨定例農業相談事業
- ⑩認定農業者農地集積支援事業
- ⑪農業近代化資金利子補給事業
- ⑫農業経営基盤強化資金利子補給事業
- ⑬新規就農者育成事業
- ⑭機械化・効率化促進事業
- ⑮有害鳥獣被害対策事業
- ⑯森林害虫等防除事業
- ⑰環境保全型農業支援事業
- ⑱市民農園開設事業
- ⑲農林業展開催事業
- ⑳農業特産品開発支援事業
- ㉑農林業団体支援事業
- ㉒米政策改革支援事業
- ㉓畜産業の振興事業

基本施策4-2 商工業の振興

■ 施策の目的

にぎわいと活力あふれるまちづくりに向け、関係機関と連携し、魅力ある地域経済の環境づくりを進め、商工業の振興を図ります。

■ 現状と課題

商工業は、豊かな消費生活の提供、地域産業の活性化、雇用創造はもとより、まちのにぎわいや活力を生み出すものとして、魅力あるまちづくりに大きな役割を果たしています。しかし、本市の商工業界は長引く不況の影響により、設備投資の停滞や、消費者ニーズの多様化による商店街の空き店舗化などが顕在化しており、様々な企業努力を重ねているところですが、非常に厳しい経営状況にあります。

そのようななか、本市においては、経済振興対策融資資金の預託やセーフティネット保証制度認定業務、商工会議所との連携による商工振興事業を実施するなど、商工業者の支援を行っているほか、空き店舗対策事業にも積極的に取り組み、中心市街地の活性化を推進しています。また、企業立地を促進するため、立地用地情報や優遇措置の周知により、新たな企業の誘致に努めています。

しかし、依然として厳しい状況は改善しておらず、現状を打破するためには、現行施策と併せた新たな施策が求められます。地域経済の基盤である農業と商工業がお互いの強みを持ち寄り共同で新製品やサービスの開発・販路拡大に取り組むほか、商工会議所など関係団体との連携により、地域の人材及び技術を活かした地場産業の振興を図る必要があります。また、化学工業に代表される既存企業の高付加価値化について支援するとともに、善通寺インターチェンジの立地特性を活かせる企業の誘致が望まれます。

■ 施策の内容

(1) 経営体質・基盤の強化

商工会議所との連携のもと、研修・相談機会や情報提供の充実など、指導・支援体制の強化を図り、経営意欲の向上、経営の近代化や後継者の育成、新規開業者やコミュニティビジネスの発掘などを促進します。

また、厳しい経営環境に対応し、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質・基盤の強化を促進します。

(2) 中心市街地の活性化

関係機関との連携を強化するとともに、空き店舗対策事業などの各種施策を実施し、中心市街地の活性化を図ります。

(3) 企業誘致の推進

関係機関との連携のもと、用地情報の収集・発信や優遇措置の周知など企業誘致活動を展開し、優良企業の立地を促進します。

■ 「施策の内容」見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き
○平成24年4月 ・商工業の分野での、瀬戸内中讃定住自立圏の協定締結
上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み
○市中小企業振興基本条例を制定し、中小企業振興施策に取り組んだ。 ○市中小企業振興会議を設置し、中小企業振興施策に取り組んだ。 ○善通寺市商品券を発行し、商業の振興及び活性化に取り組んだ。 ○商店街のアーケード改修費等を補助し、商店街の活性化に取り組んだ。
見直しの結果
○計画策定後、社会経済情勢などに対応した取り組みを進めてきましたが、「施策の内容」について変更を要するものではありませんでした。

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (当初中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
商店数	店	492	313	⇒	⇒	商業統計調査
年間商品販売総額	万円	6,793,013	4,189,700	⇒	⇒	商業統計調査
事業所数(従業員 4人以上)	事業 所	58	54	⇒	⇒	工業統計調査
製造品出荷額等総 額	万円	3,684,851	3,528,930	⇒	⇒	工業統計調査

■ 具体的な事業・取り組み

- ①商工振興事業
- ②中小企業経営強化事業
- ③消費者活動活性化事業
- ④中心市街地活性化事業
- ⑤空き店舗等活用支援事業
- ⑥企業誘致推進事業
- ⑦民間住宅リフォーム支援・市内商業活性化事業
- ⑧商店街まちづくり事業
- ⑨商店街活性化・販路開拓支援事業
- ⑩善通寺市プレミアム付き商品券事業

基本施策4-3 観光の振興

■ 施策の目的

地域や市民などが主体となって、地域特有の資源を発掘して磨き上げる「まちづくり型観光」を推進します。また、中讃広域圏での連携を図り、近隣地域内での滞在型観光圏の形成を目指します。

■ 現状と課題

観光振興は、経済波及効果が大きく、まちづくりの一翼を担っていますが、近年の観光ニーズは多様化しており、こうした変化に対応しながら、リピーターの増加に向けた魅力ある観光地づくりが求められています。

本市は、豊かな自然に恵まれているとともに、四国霊場第75番札所総本山善通寺ほか4札所、有岡古墳群、旧善通寺偕行社をはじめとした旧陸軍第11師団の建造物など貴重な歴史遺産を多数有するまちです。こうした観光資源を活用しながら、各種観光マップの作成や観光案内板の設置による来訪者への情報提供、市ホームページでの広域的な観光情報の発信に努めるとともに、観光協会などの関係団体と連携し、善通寺まつり、まち歩きなどのイベントを開催するなど、積極的に観光振興に取り組んでいます。

今後は、平成22年度に整備した観光交流センターを多くの人々が集うことができる観光拠点として充実させるほか、案内標識や説明板などの施設整備を進め、市内に点在する観光資源を線で結び、一体的な観光振興を図っていく必要があります。また、多様化する観光ニーズに対応するため、新たな観光資源の発掘や、ボランティアガイド（ボランティアで自分達が暮らしている地域などを案内、紹介している方々）の育成による観光客受け入れ体制の充実、近隣市町と連携した広域観光ネットワークの強化が必要となっています。

■ 施策の内容

（1）観光拠点の充実

観光交流センターを多くの人々が集う交流と情報発信の場として充実させ、総本山善通寺など主要な観光施設とのネットワーク化を図ります。

（2）観光情報PRの強化

観光案内板の設置や観光マップの作成などにより、観光客への情報提供を充実する一方、インターネットを活用した広域的なPR活動にも努めます。

（3）観光ボランティアガイドの育成

観光ボランティアガイドの育成などにより、市民参加による「おもてなし活動」を促進し、地域一体となった観光振興施策を推進します。

（4）広域観光の推進

観光を取り巻く新たな情勢に対応するため、近隣市町や民間業者などで組織する広域観光ネットワークを強化し、それぞれの地域の特性を活かしながら、中讃広域圏での滞在型観光圏の形成を推進します。

■ 「施策の内容」見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き	
○平成 25 年度	・瀬戸内国際芸術祭 2013 開催等を含め、訪日外国人 1,000 万人を記録した。
○平成 26 年度	・四国八十八ヶ所霊場が開創 1,200 年の記念の年を迎えた。
上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み	
○瀬戸内国際芸術祭の波及効果を狙い、開催会場及び発着拠点に観光パンフレットを配布し、内陸部への誘客促進に努めた。	
○「おもてなしの心」を持って案内できる市民ボランティアガイド養成講座を開催し、観光事業の促進に努めた。	
見直しの結果	
○計画策定後、社会経済情勢などに対応した取り組みを進めてきましたが、「施策の内容」について変更を要するものではありませんでした。	

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度 (当初中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備 考
主要観光施設入場者数	人	1,236,143	1,210,909	↗	↗	
観光イベント参加者数	人	106,000	113,000	↗	↗	
観光ボランティアガイド登録者数	人	0	59	↗	↗	
観光交流センター利用者数	人	—	9,882	↗	↗	
レンタサイクル利用台数	台	1,278	1,422	↗	↗	

■ 具体的な事業・取り組み

- ①観光宣伝事業
- ②観光交流センター運営事業

基本施策4-4 雇用・勤労者対策の充実

■ 施策の目的

すべての就業者が健康で快適に就業できる環境づくりに向け、雇用機会の確保、雇用の促進、勤労者福祉の充実に努めます。

■ 現状と課題

長引く景気の低迷による経営環境・消費動向の悪化、就労者の高齢化や女性の社会進出、若年層の就労意識の変化に伴い、就労形態は多様化し労働環境は大きく変貌しています。

こうしたなか、本市では、勤労者福祉資金貸付事業や中讃勤労者福祉サービスセンターへの助成、住宅建設資金等融資利子補給事業により、勤労者のゆとりある生活と雇用の安定を図るとともに、ハローワークとの連携により企業情報の提供に努めています。

今後は、各種産業振興施策を一体的に推進し、雇用の場の充実に努めるとともに、関係機関との連携・協力のもと、引き続き、雇用の促進に努め、雇用の安定と雇用機会の拡充を進めていく必要があります。また、就業者が健康で快適な勤労生活を送ることができるよう、労働環境の改善などを促進していくとともに、勤労者福祉の充実に努めていく必要があります。

■ 施策の内容

(1) 雇用就業機会の確保

既存事業所への支援や企業誘致など各種産業振興施策の積極的推進により、雇用の場の拡充を目指すほか、ハローワークなどの関係機関や市内事業所との連携のもと、就職相談や情報提供、職業斡旋などを進め、若者の地元就職及びU・Iターン（Uターンは、1度都会に出た人が生まれ育った故郷に戻って生活すること。Iターンは、初めての地へ生活のために移動すること。）を促進します。



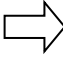
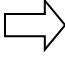
(2) 勤労者福祉の充実

事業主に対して、労働条件の改善や働きやすい環境づくりなどについての啓発活動を推進し、福利厚生を拡充を図ります。

■ 「施策の内容」見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き	
○平成24年4月	・雇用・勤労者対策の分野での、瀬戸内中讃定住自立圏の協定締結
○平成26年度	・雇用状況の改善、雇用者数の増加
○平成27年度	・労働者派遣法の改正
上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み	
○定住自立圏域就職面接会を開催し、雇用機会の創出に努めた。	
見直しの結果	
○計画策定後、社会経済情勢などに対応した取り組みを進めてきましたが、「施策の内容」について変更を要するものではありませんでした。	

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (当初中間目標)	平成32年度 (目標)	備 考
中讃勤労者福祉サービスセンター会員数（善通寺市）	人	603	678			
住宅建設等資金利子補給金交付件数	件	215	211			

■ 具体的な事業・取組み

- ①雇用就業機会促進事業
- ②中讃勤労者福祉サービスセンター運営助成事業
- ③勤労者福祉資金貸付事業
- ④持家取得促進事業

基本目標5 環境重視、美しくさわやかなまちづくり

基本施策5-1 環境施策の総合的推進

■ 施策の目的

自然環境と調和した、市民が生涯にわたって快適に暮らせる環境づくりを推進します。

■ 現状と課題

温暖化をはじめとする地球規模の環境問題から水質汚濁などの身近な環境汚染に至る様々な環境問題を背景に、国際的にも環境保全の重要性が認識されるなか、わが国では、平成20年より京都議定書の第一約束期間が始まっています。これに伴い、地方自治体においても持続可能な社会システムの形成に向け、総合的な環境施策の展開が極めて重要な課題となっています。

本市では、豊かな自然環境と共生する暮らしの場とともに、農地や山などの自然環境と調和した町並みが形成され、ボランティア環境まちづくりの会やアダプション・プログラムなどに代表される、市民が主体となった自主的な環境保全活動が積極的に行われています。

今後は、関係機関との連携を強化し、豊かな自然環境の保全をはじめ、新エネルギーの導入などあらゆる環境問題への対応を市民との協働のもとに総合的に推進し、持続可能な社会の形成を進めていく必要があります。

■ 施策の内容

(1) 環境保全意識の高揚

環境保全にかかわる広報・啓発活動や次代を担う子どもたちを対象とした環境学習を積極的に推進し、市民の環境保全意識の高揚に努めます。

(2) 環境保全活動の促進

環境美化運動の推進、リサイクル運動、省資源・省エネルギー運動など、市民の自主的な環境保全活動の拡大・定着化、ボランティアの育成・支援に努めます。

また、希少野生動植物種の保護、地域住民による持続的な生産活動や多様な保全管理活動を支援します。

さらに、河川など水辺の豊かな自然環境を保全・整備します。

(3) 公害など環境問題への対応

水質汚濁をはじめ、騒音、悪臭、振動などの公害に対し、関係機関との連携のもと、監視・指導を推進し、未然防止及び適切な対応に努めます。

(4) 不法投棄の防止

市民の監視のもと、不法投棄の防止に努めるとともに、監視パトロール体制の充実・強化を図ります。








(5) 新エネルギーの利用促進

公共施設の建設や施設内設備の更新などにおいては、太陽光発電などの新エネルギー設備の導入を推進します。

■ 「施策の内容」見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き
○特になし
上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み
○平成 26 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模太陽光発電事業の開始 ・次世代自動車普及の為に充電インフラ整備の実施
見直しの結果
○施策の内容「(5)新エネルギーの利用促進」を修正 (5)地球温暖化対策の推進 太陽光発電などの公共施設への導入や、住宅用太陽光発電システム等の普及に努めるとともに、大規模太陽光発電事業の継続的な運用を行い、再生可能エネルギーの利用拡大に努めます。 また、次世代自動車普及の為に充電インフラ整備、防犯灯・街路灯等のLED照明化など省エネルギー化に向けた施策を積極的に推進し、環境への負荷の少ないまちづくりに取り組みます。

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度 (当中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備 考
市のCO2排出量	t-CO2	2,803	3,979	2,662		市の事務事業から排出される二酸化炭素の量
環境関係市民団体数	団体	14	14			
環境教育時間数	時間	12	12	18	24	市民を対象に環境教育を開催した年間の時間数
市の環境保全の状況についての満足度	%	29.5	36.3			アンケートで市の環境保全の状況について満足と答える市民割合
市のし尿処理の状況についての満足度	%	35.8	35.9			アンケートで市のし尿処理の状況について満足と答える市民割合

■ 具体的な事業・取り組み

- ①環境保管理項目（水質・二酸化窒素・悪臭・騒音）検査事業
- ②大麻山山頂等・キャンプ場清掃事業
- ③環境審議会活動推進事業
- ④住宅用太陽光発電システム設置推進事業
- ⑤河川清掃事業
- ⑥アダプション・プログラム推進事業

- ⑦不法投棄監視事業
- ⑧し尿収集運搬業務
- ⑨環境保全啓発事業
- ⑩自動車騒音常時監視事業
- ⑪次世代自動車充電インフラ整備促進事業
- ⑫大規模太陽光発電事業

基本施策5-2 循環型社会の形成

■ 施策の目的

市民・事業者・行政の協働により、ごみの発生抑制や再利用・リサイクルなど「ごみの減量化・資源化」に向けた取組みを進めます。

また、ごみの収集・処理体制の充実をはじめ一般廃棄物の適正処理を推進し、自然環境と調和した持続可能な循環型社会の形成に積極的に取り組めます。

■ 現状と課題

地球規模での環境に対する関心が高まるなか、ごみの減量化、資源化、再利用の促進が不可欠であり、資源循環型社会に向けた意識改革と、ライフスタイルの見直しが強く求められています。

本市では、長年にわたって資源リサイクル事業に取り組んでいるほか、近年は生ごみリサイクル事業にも取り組み、もったいない運動の推進とあわせて、可燃ごみの減量に努めています。

今後は、より一層のごみの減量化・リサイクルなどの促進が求められる状況にあることから、ごみの排出動向に即したごみ処理・リサイクル体制の充実を図るとともに、市民に対する啓発活動の推進とあわせて、ごみ分別の徹底やさらなるごみの減量化とリサイクルの促進などに取り組んでいく必要があります。

■ 施策の内容

(1) ごみ収集・処理体制の充実

広域的な処理体制のもと、ごみの排出動向や関連法に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進などを通じた分別排出の徹底に努めます。

(2) ごみ減量化・3R運動の促進





広報紙・市ホームページによる周知や各種団体への説明会など、広報・啓発活動や推進団体の育成に取り組み、市民や事業者の自主的な3R運動の促進に努めます。

また、生ごみリサイクル事業を推進し、可燃ごみの発生を抑制するなど、ごみの減量化とごみを出さない生活様式及び循環型社会への転換を進めます。

■ 「施策の内容」見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き
○特になし
上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み
○特になし
見直しの結果
○計画策定後、社会経済情勢などに大きな変化はなく、「施策の内容」に変更を要するものではありませんでした。

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (当初中間目標)	平成32年度 (目標)	備 考
市民一人当たりごみ排出量	kg	200	225	185	165	
家庭から出されるごみのうちリサイクルされている割合	%	22.1	23.1	25.0	30.0	
ごみ処理・リサイクルなどの状況についての満足度	%	60.7	63.1			アンケートでごみ処理・リサイクルなどの状況について満足していると答える市民割合
環境に配慮した生活をしていると答える市民割合	%	71.7	70.1			アンケートで環境に配慮した生活をしていると答える市民割合

■ 具体的な事業・取組み

- ①市環境推進連合会活動推進事業
- ②生ごみリサイクル事業

基本施策5-3 上下水道の整備

■ 施策の目的

安全な水を安定して供給するため、老朽化した施設の更新や耐震化による災害に強い水道施設づくりに努めるとともに、新規水源の開発による良質な水源の確保に取り組みます。また、引き続き、水道事業経営の安定化を図ります。

一方、公共下水道については、その普及率の向上を目指すとともに、経営の安定化を推進します。

■ 現状と課題

水道は、健康で快適な市民生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤ですが、全国的に施設の老朽化が進んでおり、施設の整備・更新を継続的に進めていく必要があるほか、災害や事故に備えた耐震化への対応も急務となっています。また、公共用水域の水質保全や快適で文化的な生活環境を確保するために、下水道などの整備・普及の推進が求められています。

こうしたなか、本市では、水道水のより良質で安定的な供給に努めるとともに、計画的な下水道整備を進めてきましたが、その結果、水道水の異臭味問題は概ね解消され、公共下水道をはじめとする汚水処理人口普及率についても、香川県の平均を上回るに至りました。

今後は、さらに長期的な視点から、各種水道施設の整備や耐震化、水質管理体制の強化を図り、より安全で衛生的な水の安定供給に努めるとともに、引続き水道事業経営の安定化に努めていく必要があります。また、下水道については、供用開始区域における水洗化の普及を徹底するとともに、事業の経営安定化を進めていく必要があります。

■ 施策の内容

(1) 計画的な水道施設の整備

施設や管路の老朽化に対応し、水道施設の計画的な整備と長寿命化に努めます。

(2) 水道事業の健全運営

事務事業の合理化・効率化や経費の節減など、水道事業の健全運営に努めます。

(3) 湧水対策

地下水をはじめとした新規水源の開発を進めるとともに、日頃から、節水に心がけ水資源を大切にすることを意識の高揚に努めます。

(4) 水道施設の耐震化

災害や事故に備えるため管路や配水池などの耐震化に努めます。

(5) 下水道整備の推進

下水道事業の推進とともに合併処理浄化槽の普及を図り、市全域における下水・生活排水処理施設整備の早期実現に努めます。

(6) 下水道の普及促進

水環境・水資源にかかわる啓発活動を促進し、水洗化の普及を図るとともに、事業の経営安定化を推進します。

■ 「施策の内容」見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き	
○平成 26 年 10 月	・香川県広域水道事業体検討協議会が開催され、「広域水道事業及びその事業体に関する基本的事項のとりまとめ」が合意される。
○平成 27 年 4 月	・県内水道事業の広域化に向け、「香川県広域水道事業体設立準備協議会」が設立された。
○平成 27 年 11 月	・香川県広域水道事業体設立準備協議会が開催され、財政運営の基本方針が見直された。
上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み	
○平成 27 年 12 月	・香川県から、財政運営の基本方針の見直しなどの説明があり、再度、広域化へ加入の働きかけがあり、当初は、本市にとって不利益なものであったため設立準備協議会には加入していなかったが、見直しを受け、精査した結果、不利益事項の解消となることから再度加入に向け検討を進めた。
○平成 28 年 1 月	・市議会全員協議会の中で県内水道事業の広域化について、香川県から、基本方針見直し等の説明を受けた。
○平成 28 年 2 月	・2 月臨時議会が開催され、「香川県広域水道事業体設立準備協議会への加入について」の議案が可決された。
見直しの結果	
○「施策の内容」については、現時点では変更を要するものではありませんが、平成 28 年 4 月から加入となる「香川県広域水道事業体設立準備協議会」での決定事項に基づいて事業を進めます。	

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度 (当初中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備 考
有収率	%	88.4	85.4	90.0	95.0	給水する水量と料金として収入のあった水量との比率
老朽管の延長	m	22,410	19,367	18,000	10,000	更新後の老朽管の延長
市の上水道の状況についての満足度	%	42.6	47.9			アンケートで市の上水道の状況について満足していると答える市民割合
水洗化率	%	92.8	93.7	94.0	96.0	下水道供用開始区域の水洗化率
市の生活排水処理の状況についての満足度	%	32.0	35.8			アンケートで市の生活排水処理の状況について満足していると答える市民割合
下水道有収率	%	83.3	85.3	85.0	87.0	有収水量÷流入水量

■ 具体的な事業・取組み

- ①配水管新設事業
- ②配水管改良事業
- ③公共下水道工事に伴う配水管移設事業
- ④基幹管路耐震化事業
- ⑤配水池等建設事業
- ⑥配水施設整備事業
- ⑦水源地開発事業
- ⑧水源施設整備事業
- ⑨浄水場施設整備事業
- ⑩浄水場等運転管理業務委託事業
- ⑪水道事業の健全経営
- ⑫節水意識の高揚
- ⑬公共下水道施設整備事業
- ⑭合併浄化槽普及促進事業

基本施策5-4 公園・緑地・水辺の整備

■ 施策の目的

市民のいこいの場、交流の場を確保するため、恵まれた自然環境を活かした魅力ある公園・緑地・水辺の整備を図ります。

■ 現状と課題

公園・緑地・水辺は、子どもの遊び場、スポーツ・レクリエーションの場、憩いの場、ふれあい・交流の場であるとともに、緑を保全し、身近な生活空間にうるおいとやすらぎを与える環境保全機能や景観形成機能、防災上の機能などを担う重要な施設です。

これまで本市では、スポーツ・レクリエーション活動や交流の場、緑や水とふれあえる空間として、鉢伏ふれあい公園をはじめとする各公園を計画的に整備してきました。しかし、近年市民ニーズが多様化しているなかで、生活に密着した身近な公園や広場の整備を求める声が高まっています。

このため、今後も公園・緑地・水辺の整備を図り、市全体が水と緑に包まれた、美しいうるおいのある環境づくりを推進します。

■ 施策の内容

(1) 都市公園の活用

鉢伏ふれあい公園・「善通寺五岳の里」市民集いの丘公園をはじめとする既存の公園については、今後も、子どもから高齢者までが利用できる市民の憩いの場として、その機能の維持・向上に努めます。

(2) 地域の公園・広場の整備

現在、4地区（吉原・筆岡・竜川・東部）についてはボランティア公園が整備されていますが、今後、未整備である4地区についても地域との連携・協力によってボランティア公園の整備を進めます。






(3) 水辺の整備

本市の特色のひとつである湧水の保全と活用を図るとともに、河川や水路などについても、自然環境の保全に留意しながら水と親しむことのできる環境の整備を進めます。

■ 「施策の内容」見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き
○特になし
上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み
○特になし
見直しの結果
○計画策定後、社会経済情勢などに大きな変化はなく、「施策の内容」に変更を要するものではありませんでした。

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (当初中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
市民1人当たり公園面積	m ²	5.76	8.58		10.00	市内公園総面積を人口で除した面積
公園利用者数	人	53,502	145,895	70,000	100,000	平成21年度(実績)は鉢伏ふれあい公園の年間利用者数 目標値は「善通寺五岳の里」市民集いの丘公園の利用者数も見込んでいる
市の公園・緑地の整備状況についての満足度	%	36.2	42.9			アンケートで市の公園・緑地の整備状況について満足していると答える市民割合
市の親水空間の整備状況についての満足度	%	18.6	23.0			アンケートで市の親水空間の整備状況について満足していると答える市民割合

■ 具体的な事業・取組み

- ①都市公園整備事業
- ②公園施設整備事業
- ③水辺環境整備事業
- ④「善通寺五岳の里」市民集いの丘公園管理運営事業
- ⑤鉢伏ふれあい公園管理運営事業
- ⑥ボランティア公園整備事業

基本施策5-5 景観の保全・整備

■ 施策の目的

快適で美しいまちの景観の形成を図るとともに、市民の合意に基づき、本市特有の自然景観や田園・丘陵と共生する町並みの保存と計画的な市街地景観づくりを進めていきます。

■ 現状と課題

美しい景観の形成は、自然環境の保全とあわせて豊かな暮らしに欠くことのできないものであり、平成17年の景観法の施行に伴い、それぞれの地域特性に応じた景観施策が展開できるよう、各地で景観づくりのための体制整備が進められています。

こうしたなか、本市では、歴史的建造物などの保全や主要な施設におけるライトアップ設備の整備などによる点的景観の形成を図るとともに、道路における植栽・植樹などによる線的景観への配慮に努めるなど、自然環境や各種の景観資源を活かした景観形成を進めてきました。さらに、平成18年には景観行政団体の指定を受け、現在は景観計画及び景観条例の策定に取り組んでいます。

しかし、近年は、生活様式・社会経済活動の変化による建築物や屋外広告物のデザイン・色彩の多様化など、町並みや田園の景観を阻害する要因も現れてきています。

今後は、景観行政団体として本市景観行政の指針を明確に示し、市民や事業者の理解と協力のもと、自然環境や町並みの保存に努め、美しい景観の整備を図る必要があります。

■ 施策の内容

(1) 景観の保全

本市特有の自然景観、田園・山などと共存する町並みや伝統的建造物は貴重な資源となっているため、市民や関係機関との連携を図りながら、地域の特性を活かした景観の保全に努めます。

(2) 市街地景観づくり

市の玄関となるJR普通寺駅周辺、中心市街地、沿道周辺などは、市街地としての整備を図るとともに、公共サインの統一など、景観に配慮した整備に努めます。





(3) 景観計画の策定及び景観条例の制定

平成21年度より景観計画策定業務に着手し、現在、市民の意見を取り入れながら計画の策定を進めています。この景観計画において本市景観行政の指針を示すとともに、景観条例に基づき独自性のある良好な景観の形成を図ります。

■ 「施策の内容」見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き
○特になし
上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み
○特になし
見直しの結果
○施策の内容「(3) 景観計画の策定及び景観条例の制定」を修正 (3) 景観形成に関する啓発及び知識の普及 平成 24 年 5 月の景観計画策定、同年 10 月の景観条例の制定・施行に伴いまして、市民及び事業者に対しまして、景観形成に関する啓発及び知識の普及とともに、独自性のある良好な景観の形成を図ります。

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度 (当初中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備 考
花のまちづくり事業参加市民割合	%	—	40.2	40.0	60.0	アンケートで花のまちづくり事業に参加していると答える市民割合
本市の景観の状況についての満足度	%	37.3	33.8			アンケートで市の景観の状況について満足と答える市民割合
保護樹木・保護樹林の指定数	本	2	0	10	10	
本市の緑化の推進状況についての満足度	%	32.8	37.5			アンケートで市の緑化の推進状況について満足と答える市民割合

■ 具体的な事業・取組み

- ①道路沿線の植栽・植樹整備及び保全
- ②歴史的建造物の保全
- ③景観計画・景観条例の策定
- ④花のまちづくり事業（フラワーバンク事業・ガーデンサポーター活動事業）

基本目標6 安心・安全、暮らしやすいまちづくり

基本施策6-1 道路・交通ネットワークの整備

■ 施策の目的

広域的アクセスの向上、市内地域間の連携強化、安全性・利便性の向上を図るため、市内道路網の計画的な整備を進めます。

■ 現状と課題

道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤です。

市内には、国道11号が東西に、国道319号が南北に走っています。また、主要地方道普通寺多度津線と平行するようにJR土讃線が南北に走り、普通寺駅、金蔵寺駅があります。また、市の北部には、四国横断自動車道が国道11号と平行するように東西に走っており、同自動車道の普通寺インターチェンジは、本市はもとより中讃エリアにおける陸上交通の拠点機能の一翼を担っています。そして、これらの国道や主要地方道などに市道が接続し、道路交通ネットワークを形成しています。

今後も、関係機関と連携しながら、国道・県道の整備を促進するとともに、市道については、将来の道路の維持・管理費を踏まえ、長期的・総合的な指針に基づいた整備を進める必要があります。

■ 施策の内容

(1) 国道・県道の整備要請

広域的な交通アクセスの向上に向け、未改良区間の早期整備、交差点・歩道の整備を関係機関に積極的に要請していきます。

(2) 市道の整備

国道・県道との連携や機能分担、市内地域間の連携強化などに配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、総合的な道路整備方針により、市道の整備を計画的・効率的に進めます。

また、地域や市民と連携しながら道路の維持管理に努めます。

(3) 安全で快適な道づくりの推進

道路整備にあたっては、危険箇所の改善、歩行空間の確保など安全性や災害時への対応、バリアフリー化、環境・景観に配慮した、安全で快適な道づくりを進めます。

■ 「施策の内容」見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き
○特になし
上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み
○特になし
見直しの結果
○計画策定後、社会経済情勢などに大きな変化はなく、「施策の内容」に変更を要するものではありませんでした。

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (当中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
市道改良率	%	58.2	59.3			
市内の道路の整備状況についての満足度	%	51.0	47.8			アンケートで市内の道路の整備状況について満足と答える市民割合

■ 具体的な事業・取組み

- ①南大門前にぎわい広場整備事業
- ②一高西側線舗装事業
- ③橋梁長寿命化修繕計画策定
- ④橋梁長寿命化修繕事業
- ⑤与北谷線改良事業
- ⑥各線改良事業
- ⑦各線舗装事業
- ⑧市道修繕事業
- ⑨国道・県道の整備要請
- ⑩総本山国病東側線歩道整備事業
- ⑪竜川小学校周辺道路整備事業

基本施策6-2 住宅・市街地の整備

■ 施策の目的

調和のとれた住空間づくりを目指し、あらゆる世代に適応した住みやすく耐震性のある住宅環境の形成を促進し、ゆとりある生活に欠かせない生活環境の整備と市街地整備に努めます。

■ 現状と課題

住環境は、市民が健康で文化的な生活を営むための基盤であるほか、人口の定住を促進する上でも重要な役割を持つものであり、良好な住宅の供給と快適な住環境の整備が求められます。また、良好な住宅地や公園・緑地などが整備された市街地は、安全で快適な居住空間を形成し、まちのにぎわい、産業・文化の集積を生み出すもので、まちの発展を支える重要な基盤です。

本市では、現在、市営住宅が約750戸存在していますが、そのうち約1/4については昭和50年以前に建築された木造老朽化住宅です。このような現状を踏まえて、市営住宅の必要戸数、建替え及び改修の必要性など、市営住宅全般にわたる長期ビジョンを作成する必要があります。

また、近年ではゲリラ豪雨による浸水被害への対応が求められており、とりわけ、市街地を流れる中谷川（県2級河川）については、氾濫による浸水被害への早急な対応が必要とされています。

さらに、年々人口が減少しているなか、若年層の定住促進を視野に入れた環境の整備にも取り組んでいく必要があります。

■ 施策の内容

（1）良好な住宅地の形成

定住の促進と安心・安全・快適な住環境の確保に向け、良好な環境の住宅地形成を誘導します。また、民間住宅などの耐震診断及び耐震改修を支援します。

（2）居住環境の総合的整備

すべての市民が安全で快適に生活できる住環境を確保するため、生活道路、公園・緑地、下水道などの生活基盤について、地域の実情を踏まえた重点的かつ計画的な整備を進め、生活水準の向上に努めます。

（3）市営住宅の計画的な整備

市営住宅の必要戸数、建替え及び改修などの必要性を検討し、市営住宅全般にわたる施策の指針となる「長寿命化計画」を策定し、市営住宅の計画的な整備を進めます。



（4）排水路の整備

台風や梅雨時期の豪雨などによる災害の未然防止や生活環境の改善を図ります。特に、市街地を流れる中谷川については、多くの浸水被害を招くため、香川県に対して早急な対応を要請します。

■ 「施策の内容」見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き
○地域活性化を目的とした民間住宅施策について要望の増加
上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み
○平成26年度 ・善通寺市民間住宅リフォーム支援・市内商業活性化事業創設
見直しの結果
○施策の内容「(1)良好な住宅地の形成」を修正 (1)良好な住宅地の形成 定住の促進と安心・安全・快適な住環境の確保に向け、民間住宅の省エネ化・バリアフリー化等のリフォームを支援します。また、民間住宅などの耐震診断及び耐震改修を支援します。

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (当初中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
市の住宅施策の状況についての満足度	%	21.5	21.7			アンケートで市の住宅施策の状況について満足と答える市民割合

■ 具体的な事業・取り組み

- ①住環境整備事業
- ②老朽化住宅除却事業
- ③住宅改善改修事業
- ④各所排水路改修工事
- ⑤民間住宅耐震対策支援事業
- ⑥雨水貯留施設設置事業
- ⑦香川県に対する中谷川の改修要請

基本施策6-3 交通安全・防犯体制の充実

■ 施策の目的

子どもから高齢者まで、市民の交通安全意識の高揚に努めます。また、社会環境の変化や生活様式の多様化などが要因となって犯罪が起きるケースが多くなっていることから、地域防犯体制の充実を図ります。

■ 現状と課題

全国の交通事故発生件数及び交通事故死亡者数は近年減少傾向にありますが、交通事故死亡者に占める高齢者の割合は増加傾向にあり、子どもの交通事故とともに早急な対策が求められています。

こうしたなか、市民のだれもが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、家庭や地域における交通安全教育の実践と年齢層に応じた啓発活動を継続して実施するとともに、通学路・生活道路などの実情を再点検・再確認し、必要に応じた交通安全施設や歩道などの整備を進める必要があります。

また、犯罪については、全国的に多発する凶悪犯罪や依然として大きな社会問題となっている振り込め詐欺などからの安全の確保が特に重要視されてきています。

さらに、社会環境の変化や核家族化などによる地域における犯罪防止機能の低下が懸念されていることから、今後は関係機関・団体との連携を一層密にしながら、防犯意識の高揚や地域での防犯体制の強化を進めていく必要があります。

■ 施策の内容

(1) 交通安全意識の高揚

交通事故の発生を防止するため、関係機関と連携して、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、飲酒運転撲滅のPR、危険箇所への交通安全旗の設置、交通安全運動の展開などにより、市民の交通安全意識の高揚を図ります。

(2) 安全な道路環境の整備・維持

交通の安全を確保するため、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設の整備をはじめ、信号機の設置要請、道路線形改良の促進、主要道路の歩道整備など安全な道路環境の整備を計画的に進めます。

(3) 防犯意識の高揚

警察署や関係機関・団体との連携のもと、広報・啓発活動や情報提供などを推進し、市民の防犯意識の高揚を図ります。

(4) 防犯環境の充実

各自治会、事業所及び幼・小・中学校PTAなどの自主的な安全活動を促進し、地域ぐるみの防犯活動体制の強化を図ります。また、自治会との連携により、必要な防犯灯の整備と維持管理を進めます。

■ 「施策の内容」見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き
○平成27年4月 ・丸亀警察署と善通寺警察署が統合され、「丸亀警察署」として業務が開始された。
上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み
○警察署の統合に伴い、丸亀市、善通寺市、多度津町の防犯協会も統合。
見直しの結果
○計画策定後、社会経済情勢などに大きな変化はなく、「施策の内容」に変更を要するものではありませんでした。

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (当初中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
交通事故発生件数	件	393	302	↓	↓	
刑法犯認知件数	件	424	315	↓	↓	
身近な地域での防犯活動・パトロール活動に参加している人	%	8.9	5.6	↑	↑	アンケートで身近な地域での防犯活動・パトロール活動に参加していると答える市民割合
市の交通安全体制についての満足度	%	23.8	24.0	↑	↑	アンケートで市の交通安全体制について満足と答える市民割合
市の防犯体制についての満足度	%	22.8	21.9	↑	↑	アンケートで市の防犯体制について満足と答える市民割合

■ 具体的な事業・取組み

- ①市交通対策協議会補助金交付事業
- ②防犯協会補助金交付事業
- ③防犯灯設置推進事業
- ④交通安全施設整備事業
- ⑤防犯設備設置事業

基本施策6-4 消防・防災・救急体制の充実

■ 施策の目的

地域や防災関係機関との連携による総合的な防災体制の整備に努め、だれもが安心・安全に暮らせる災害に強いまちづくりを推進します。

■ 現状と課題

全国各地で地震や風水害、土砂災害など多くの災害が発生するなか、自然災害から安心・安全な生活を守るためには、国民一人ひとりや企業などの発意に基づく「自助」、地域の多様な主体による「共助」、国・地方自治体による「公助」の連携を強化するなど、地域防災力を高め、あらゆる災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。また、生活様式の多様化や高齢化の進行などにより、火災発生要因は複雑・多様化の傾向にあるとともに、救急ニーズについても今後増加が見込まれています。

本市は、比較的災害の少ないまちですが、地震や風水害による災害への備えとして、地域防災計画及び国民保護計画に基づく自主防災組織の育成、防災知識普及のための各種講習会などの実施、非常用備蓄物資の確保、避難施設の整備などに取り組んできました。また、住宅建築物及び防災拠点となる公共施設の耐震化の促進など災害に強いまちづくりを進めるとともに、常備消防と非常備消防としての消防団が連携しながら防火・防災に努めています。

今後は、これまでの取組みを一層進めるとともに、高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって支援が必要となる災害時要援護者への対策、自主防災組織などによる地域での防災力の強化が必要となります。また、これからの地方自治体においては、有事への対応も、取り組むべき課題の一つとなっています。このため、地域防災計画・国民保護計画に基づき、市民・市・防災関係機関が一体となった防災体制の確立を図る必要があります。

■ 施策の内容

(1) 総合的な防災体制の確立

避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、公共施設の耐震化、緊急時の情報通信体制の充実、食糧・飲料水・生活必需品の備蓄など、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めます。また、有事などの緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき市民の安全確保に努めます。

(2) 地域での防災力の強化

防災マップ、ハザードマップなどによる啓発・情報提供の充実や地域での防災訓練の充実を図ります。

また、地域における自主防災組織の育成・強化、防災ボランティアの育成、木造住宅の耐震化の啓発推進など市民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。

(3) 災害時要援護者対策の充実

関係機関と連携して、災害時要援護者の把握、地域での情報共有など横断的な避難支援体制の整備を図ります。

(4) 常備消防・救急体制の充実

消防体制の基盤強化を図るため、消防施設、消防車・救急車などの車両、資機材の更新整備、消防職員の確保など、活動体制の充実強化に努めます。また、消防救急無線のデジタル化など常備消防・救急体制のさらなる充実強化を図ります。

- (5) 消防団の活性化
消防団の重要性などに関する市民意識の啓発を図りながら、団員補充対策の強化や研修・訓練の充実による団員の資質の向上など、消防団活性化対策を推進します。
- (6) 火災予防・初期消火・救急救命に関する知識の普及
市民を対象とした防火講習会・消火訓練、AED（自動体外式除細動器）による応急処置講習会などを開催し、火災予防・初期消火・救命処置の知識の普及を推進します。
- (7) 消防庁舎などの建設
災害時の生命線である消防本部庁舎、消防団屯所、防災備蓄倉庫などの整備更新を図り、万一の場合でも市民の安心・安全を損なわない体制を構築します。

■ 「施策の内容」見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き	
○平成 23 年 3 月	・東日本大震災の発生
○平成 24 年 4 月	・市の機構に、防災管理室を設置
○平成 25 年 6 月	・災害対策基本法の改正
○平成 26 年 8 月	・広島の土砂災害発生
○平成 27 年 1 月	・土砂災害防止法の改正
○平成 27 年 2 月	・空き家対策特別措置法の施行
○平成 27 年 4 月	・防災管理室を防災管理課に名称変更するとともに、機能を強化した
上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み	
○災害対策基本法の改正に伴い、地域防災計画を全面改正した。	
○避難所との通信手段確保のため、移動系無線を整備した。	
○緊急情報の迅速な伝達を図るため、市内全域にMCA同報系防災行政無線を整備した。	
○土砂災害防止法の改正などから、土砂災害警戒情報を住民に周知する重要性が増したため、戸別受信機の導入計画を立てた。	
○空き家対策特別措置法の施行を受け、現状把握のための空き家調査の実施を検討。	
見直しの結果	
○施策の内容「(1) 総合的な防災体制の確立」を修正	
(1) 総合的な防災体制の確立 避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、公共施設の耐震化、老朽危険家屋対策、緊急時の情報通信体制の充実、食糧・飲料水・生活必需品の備蓄など、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めます。	
○施策の内容「(7) 消防庁舎などの建設」を修正	
(7) 消防庁舎などの建設 災害発生時の生命線である消防屯所などの整備更新を図り、有事の際でも市域の安心・安全を守れるよう整備を進めてまいります。	

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (当初中間目標)	平成32年度 (目標)	備 考
応急手当（心肺蘇生法など）講習会受講者数	人	2,800	4,150	4,000	6,000	普通救命講習会の受講者数
1年間に、防火・防災訓練に参加したことがある人	%	11.2	13.5	↗	↗	アンケートで1年間に、防火・防災訓練に参加したことがあると答える市民割合
市の消防・救急体制についての満足度	%	38.5	41.1	↗	↗	アンケートで市の消防・救急体制について満足と答える市民割合
避難路・避難場所を知っている市民割合	%	62.1	60.7	↗	↗	アンケートで避難路・避難場所を知っていると答える市民割合
救急救命士の数	人	15	20	20	24	消防本部における救急救命士の数

■ 具体的な事業・取組み

- ①自主防災活動支援事業
- ②防災体制の強化
- ③戸別受信機整備事業
- ④救助工作車整備事業
- ⑤高規格救急車整備事業
- ⑥小型ポンプ付積載車整備事業
- ⑦消防ポンプ車整備事業
- ⑧消防指令広報車整備事業
- ⑨消防本部庁舎・消防団屯所・防災備蓄倉庫建設整備事業
- ⑩耐震性貯水槽設置事業

基本施策6-5 情報ネットワークの整備

■ 施策の目的

情報通信基盤の整備や情報提供のさらなる安定化を促進するとともに、積極的な情報発信による地域産業の活性化や防災情報体制の整備に努めることにより、情報化社会の進展に対応できるまちづくりを目指します。

■ 現状と課題

情報化の進展により、地方自治体においては、インターネットを利用して各種の行政サービスを提供する「電子自治体」の構築はもとより、いつでも・どこでも・何でも・だれでもがネットワークを利用できる「ユビキタスネット社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

今後、情報化の推進は、地域活性化やまちづくりの戦略として、より一層重要な役割を果たすことが予想されます。また、平常時はもとより、災害時であっても市民への多様な情報サービスを安定して提供できる環境づくりを進めていく必要があります。

■ 施策の内容

(1) 市民への情報発信の強化

ホームページのリニューアルなど、インターネットを活用した新たな手段での情報発信を検討し、併せて災害時の情報提供や防災情報の伝達に必要なとされるコンテンツ（情報サービスにおいて、提供される文書・音声・映像などの個々の情報）の整備を図ります。

(2) 情報提供の安定化

大きな災害などで、ネットワーク機器に不具合が発生した場合であっても、市の基幹機能が麻痺することのないよう、重要なデータのバックアップは耐震性に優れた場所（例えばエコ・エネルギーセンターなど）で行うなど、情報管理体制の強化を図ります。

■ 「施策の内容」見直し結果

社会経済などの大きな出来事・動き

○近年、ライフスタイルの変化や情報チャネル（情報伝達経路）が多様化しており、特にスマートフォン、SNS 等の普及により、ウェブにおける情報発信の形にもより柔軟性が求められています。行政から情報を発信するにあたり、このような現状に対応していく必要性が生じてきました。

上記(社会経済などの大きな出来事・動き)などに対応した主な取り組み

○普通寺市が、魅力的で活力ある「まち」であり続けていくために、市民と市がまちづくりの目的を共有し、連携をすすめていく必要があります。これまで以上に多様な情報媒体を意識したかたちでホームページにおける発信を実施してきました。また Facebook において試験的に情報発信を行い、今までの枠組みにとらわれない形で、情報を「届け」「伝える」取り組みを実施しています。

見直しの結果

○計画策定後、社会経済情勢などに対応した取り組みを進めてきましたが、「施策の内容」について変更を要するものではありませんでした。

■ 成果指標と目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (当初中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
市の高度情報環境の状況についての満足度	%	16.9	13.5	↗	↗	アンケートで、市の高度情報環境の状況について満足と答える市民割合
市のホームページを見たことがある人	%	31.4	41.0	↗	↗	アンケートで、市のホームページを見たことがあると答える市民割合
市職員に対する情報セキュリティ研修回数	回	0	0	1	2	

■ 具体的な事業・取り組み

- ①行政情報ネットワーク管理支援業務
- ②ネットワーク機器保守業務
- ③イントラネット光回線移行業務
- ④重要データのバックアップ強化事業
- ⑤インターネットサーバ管理業務
- ⑥香川県高度情報化推進事業
- ⑦ホームページシステム管理業務

